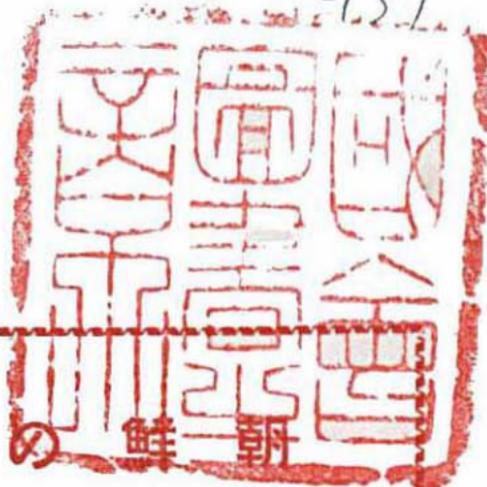


MON03198023596

9.51



昔 今 の 鮮 朝

篇 代 歴

著 甲 田 松



62. 高句麗  
廣開土王

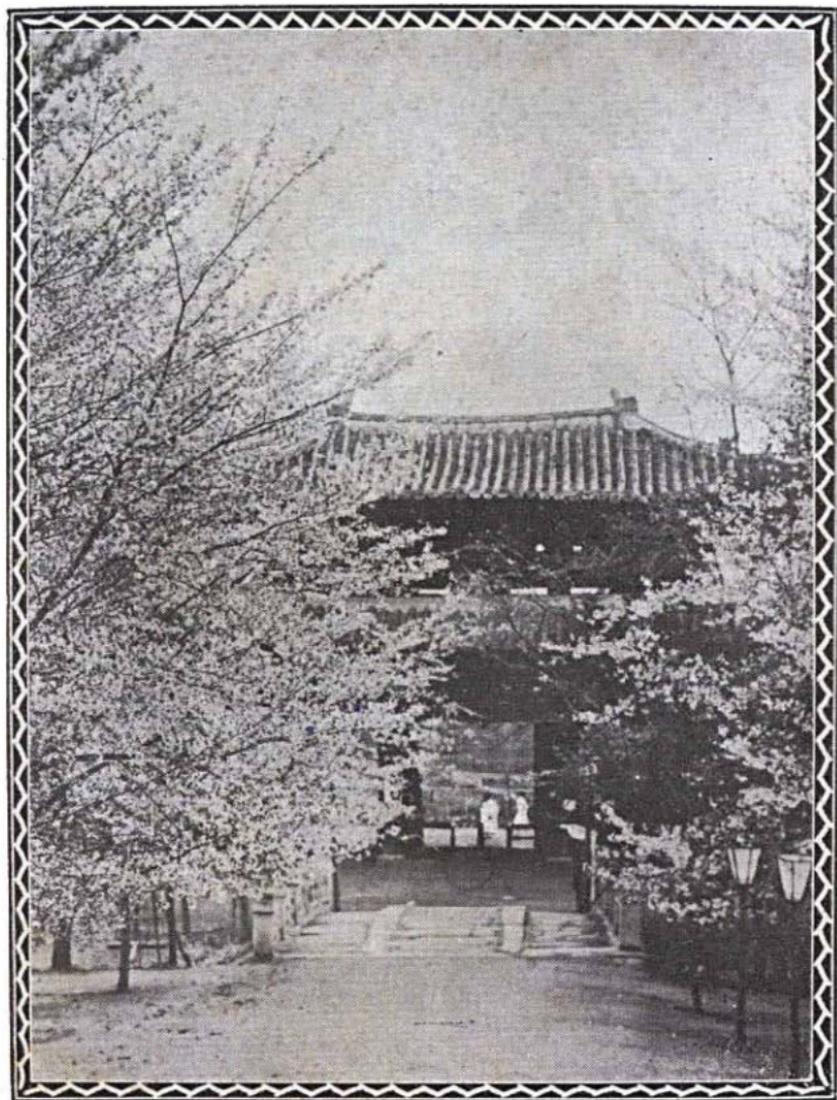
右は滿洲輯安縣に  
在る高句麗好太王  
(第十九代)  
(廣開土王) 陵碑の一  
部を縮寫せしもの  
なり (本書第二章  
第二節參照)



困逼獻  
於是□  
新羅城  
遣使白  
年庚子  
背□追

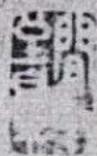
出男女生口一  
五十八城村七  
加太羅谷男女  
王云倭人滿其  
教遣步騎五萬  
至任那加羅從

千人細布千匹  
百將殘王弟并  
三百餘人自此  
國境潰破城池  
往救新羅從男  
拔城城即歸服



花櫻の苑慶昌城京家王李

柳保



대한민국 국회사  
대외처 관장서

花紅

魯龍興



回春

有石回

대한민국 서화  
대전서장서

年年有花

笑且心喜

李元用

李元用  
南景  
与与  
与与

## 緒言

本書は、汽車中の少閒旅窓下の無聊の時なごに、朝鮮の事柄の大體を知らんごする人に便せんごの目的より、筆に任せて書き集めたるものゝ中で、開國より韓國併合に至る沿革に關する部分である。因つて姑らくこれを歴代篇ご名づけた。そして執筆の目的が叙上の如くである故考證ごか研究ごか云ふ方面には涉らずに、只廣く普通に行はれてゐる説に據り、平易簡略に叙述するを主ごしたまで、辭句の推敲なごを顧慮したものではない。

昭和二年三月

著書識

# 朝鮮の今昔 歴代篇 目次

## 第一章 太古時代

第一節 有史以前の民族……………一

第二節 開國の起源……………三

第三節 三韓の疆域……………六

附 有史以後沿革の概観……………九

## 第二章 三國時代

第一節 三國の鼎立……………一

第二節 日本と加羅との關係……………二〇

第三節 百濟と高句麗の滅亡……………二六

第四節 新羅の統一と其の衰亡……………三三

### 第三章 高麗時代

|     |             |    |
|-----|-------------|----|
| 第一節 | 高麗の疆域と都城    | 三九 |
| 第二節 | 高麗の創業       | 四〇 |
| 第三節 | 遼及金との關係     | 四三 |
| 第四節 | 元世祖の日本遠征    | 四五 |
| 第五節 | 辛氏の繼位       | 四七 |
| 第六節 | 海寇の猖獗       | 四九 |
| 第七節 | 明との關係及高麗の滅亡 | 五二 |

### 第四章 李朝時代

|     |          |    |
|-----|----------|----|
| 第一節 | 李朝の疆域と都城 | 五五 |
| 第二節 | 李朝の勃興    | 五七 |
| 第三節 | 衰微の氣運    | 六一 |
| 第四節 | 日本及明との關係 | 六三 |

|      |                      |     |
|------|----------------------|-----|
| 第五節  | 清國の征服……………           | 八三  |
| 第六節  | 黨争と外戚の専横……………        | 八六  |
| 第七節  | 日本の修交々涉……………         | 八九  |
| 第八節  | 江華島事件……………           | 九三  |
| 第九節  | 壬午(明治十<br>五年)の變…………… | 九六  |
| 第十節  | 甲申(明治十<br>七年)の變…………… | 九八  |
| 第十一節 | 防毅令事件と金玉均刺殺……………     | 一〇三 |
| 第十二節 | 東學黨の蜂起と日清戦争……………     | 一〇五 |
| 第十三節 | 露國勢力の盛衰……………         | 一〇九 |
| 第十四節 | 統監政治……………            | 一一四 |
| 第十五節 | 韓國の併合……………           | 一二三 |

附 錄

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 高句麗・百濟・加羅・新羅・高麗・李氏朝鮮世系表…………… | 一 |
| 日本維新以後朝鮮に遣したる使臣略表……………       | 三 |

# 朝鮮の今昔歴代篇

松田甲著

## 第一章 太古時代

### 第一節 有史以前の民族

朝鮮は亞細亞大陸の東南隅に位置し、滿洲の境に峙たつ白頭山(支那にて長白山と云ふ)より起る山脈を脊梁として南方に向ひ、半島を成形し斗出すること二百七十里。其の東・南・西三方に亘る海岸線の延長二千二百十三里。而して北方は鴨綠・豆滿二江を以て滿洲及露領に界する三百三十餘里。斯る地形なるが故、有史以前、既に原住民以外に異域の民族が、或は渡航し、或は侵入し、或は漂着して永住したこ

とは推測に難くない。従つて其の民族の種類に就ては、學者の間に多くの説あるも、略ぼ次の如く大別し得らるゝのである。

(一) 韓民族　これは朝鮮半島の原住民である。『魏志』に、「其の俗は紀綱少なく、國邑に主帥ありと雖、邑落雜居して善く相制御すること能はず」と云つてゐるが、後ち遂に半島に於ける最も優越權を占め、諸民族を融化して今日の朝鮮を成したる民族で、乃ち日本の國史に稱する三韓である。而して此の民族は、性質・風俗・習慣等が、古代の日本人と能く似てゐたことは、『魏志』にも見えてゐるが、もとは所謂同根同種であつたものと思はるゝ。

(二) 北部民族　半島の中央高原より、江原道を濊貊族が占め、其の北に沃沮族又其の西北に扶餘族・挾婁族が棲み、それから半島の北部より滿洲に亘つて靺鞨族・高句麗族がゐた。此等を總括して北部民族と云ふのであるが、此の民族はいづれも強勇慍悍なるものであつた。

(三) 漢民族　この民族は支那本部の山東地方より、海を越えて半島に上陸し、西北部に於て大に勢力を伸張した。此の民族の支那文化を半島に齎し來つたことは言うまでもあるまい。

(四) 倭民族　半島の南岸より東岸に亘つて根據を占め、韓民族の存立に關して、救濟主の地位に在りし所謂天孫族・出雲族で、剛毅快活、犯すべからざるの氣風を有してゐた。由來日本と朝鮮とは、一衣帶水を隔て、殆ど地續ぎの狀を成してゐるから、此種の民族は餘程多かつたに相違無い。

## 第二節　開國の起源

世界何れの國にしても、鴻古に溯るに従つて、其の事蹟は混沌たるものである。朝鮮も亦た同様で、開國の起源に就ては、神話に類する傳説に頼るの外は無い。乃ち支那の堯帝二十五年に、白頭山の檀木の下に降つた神人を、土民が仰い

て元首と崇め、これを檀君と稱し、國名を朝鮮と號したと云ふのを始めだとしてゐる。

或は黃海道の九月山の下に檀君の古都址ありと云ひ、又、平安道妙香山の檀木の下なる石窟より生れた人なりとも云つてゐる。

又、日本の古傳説に、素盞鳴尊が新羅に渡られたところを説いて居るのを見て、檀君即ち素盞鳴尊なりと論ずる人もあれば、檀君は其の訓タキ太祈イタケにて素盞鳴尊の子五十猛イタケ神なりと云ふ人もある。

檀君降下以後、千二百年ばかりの間の事は、何等の傳説さへ無いが、今より約三千年前に、支那の殷の紂王が、暴逆無道の行で周の武王に滅ぼされた時、紂王の太師であつた、箕子が五千の亡命者を率ゐて朝鮮に入り來り、武王より封せられて王となり、平壤に都して、朝鮮を統御したと云ふことになつてゐる。

但、箕子が朝鮮に來たといふ説は極めて曖昧である。併し朝鮮の人は、宛も李王家



箕子陵(平壤)

の祖先の如く尊んでゐる。故にそれを全然朝鮮の歴史より抹殺する要も無く、又抹殺する事は出来難いと思ふ。尙ほ此の箕子ミ云ふのは、人名でもなく、尊稱でも無い。其の實名は胥餘である。而して箕子ミ云つたのは、箕國の子爵の義から起つたもので、箕國は燕の幽州の別稱である。

箕子の子孫相繼ぐこと四十代、否ヒに至つて秦に屬したが、其の子準ジュンは、燕人衛滿に逐はれて、左右の官人と、もに舟に乗り、遙に南方の馬韓に奔つた。これが今より約二千百二十年前と云はれてゐる。尋いで衛滿は自ら朝鮮王と稱した。思ふに彼れは箕子以上に、支那制度を齎らし來たかも知れない。而して彼れは勢力を京畿・忠清・江原・平安諸道に擴め、一方、漢の遼東太守と約して外臣と爲り、塞外の諸種族を鎮制することを盟つたが、其の孫右渠の代に至り、漢と交通を斷絶する如き處置が多かつたので、遂に武帝の爲めに滅ばされた。時は漢の元封三年開化天皇五十年に相當する。衛氏此に至る凡そ三世、八十餘年であつた。

以上を檀君朝鮮・箕子朝鮮・衛滿朝鮮と三つに分稱し、又これを總括して、古朝鮮時代と云つてゐる。

武帝は衛氏を滅ぼし、漢人文明の勢力下に、眞蕃(白頭山附近及鴨綠江外)・玄菟(咸鏡道地方)・臨屯(江原道地方)・樂浪(平安・黃海京畿道地方)の四郡を置いた。其の後、孝昭帝の時、此の四郡を二府に分けて、眞蕃・玄菟を平州都督府、臨屯・樂浪を東部都督府と稱することゝした。近年大同江南岸の唐土城(大同郡大同面土城里)から、樂浪禮官の文字ある瓦當、樂浪太守章の文字を刻した封泥などが出土し、又附近の古墳を發掘して、種々の貴重品が見出だされたので、樂浪の名は大に世に知らるゝに至つた。

### 第三節 二韓の疆域

衛滿朝鮮亡びて漢の版圖に歸したとは云ふものゝ、半島の東北部なる咸鏡・江原兩道に亘つて、沃沮・濊貊等の諸族が居り、平安道には滿洲より南下せる高句



〔章守太浪樂〕印文



〔官禮浪樂〕印文

(公文と印官の混封のため出り、疑獄は浪樂印同大)

麗族が住んでゐた。而して此等北部の住民は、半島よりすれば乃ち外來種であつて、南部には全く北部と別天地をなせる半島原住民の多くの小邦があつた。此れ等小邦の數は七十七で、三箇の聯邦を組織し、馬韓・辰韓・弁韓と云ひ、總稱して三韓と呼んでゐた。

此の三韓の中で、馬韓が最も舊く且つ疆域も廣かつた。其處に衛滿に逐はれし箕準が同族を率ゐて入り込み、馬韓人の首長等を鏖殺して、金馬郡(現今全羅北道益山)に居を占め、自ら韓王と稱して、今の京畿・忠清南北・全羅南北道に亘り、伯濟等五十三國より成る沃野豊饒の地を領した。伯濟(京畿道廣州郡)は即ち後の百濟である。斯くて箕氏の子孫相繼ぐこと二百餘年、後ち百濟に據りて起りし百濟王溫祚の爲めに併吞せられ、遂に亡びたと云はる。

箕準の都したのは益山で無いと云ふ説もあるが、同地には、馬韓王の宮址と云ふ土城もあり、其の龍華山には箕準城と云ふ山城もあつて、雄大なる地勢は、王都の在つ

た處を稱するも不當で無いと思はる。

辰韓は馬韓の東に在つて、重もに慶尙北道の大部と同南道の東北部を占め、新盧等十二國より成つてゐた。其の國人は、秦の始皇の苛政を避けて渡來した者が多いとて、一に秦韓と稱すと云はれてゐるが、これ文字に捉はれたる俗説に過ぎぬ。由來支那人の朝鮮に移住した者は甚だ多い、併し秦人のみに限られたわけではない。或書に、韓民族の棲息した地方は、大略漢の武帝の設置したる樂浪郡所在の地點から考へて、十二支の方位に基き、正南を馬韓、南々東を弁（蛇の意を有する韓音）韓東々南を辰韓と區別したとあるを見たが、これ亦た價値ある觀察と思はれる。

弁韓は卞韓とも弁辰とも云つて、もとは辰韓の一部である。地域は辰韓の南に當り、今の慶尙南道の大部・同北道の西南部で、此れ亦た十二國を有してゐた。

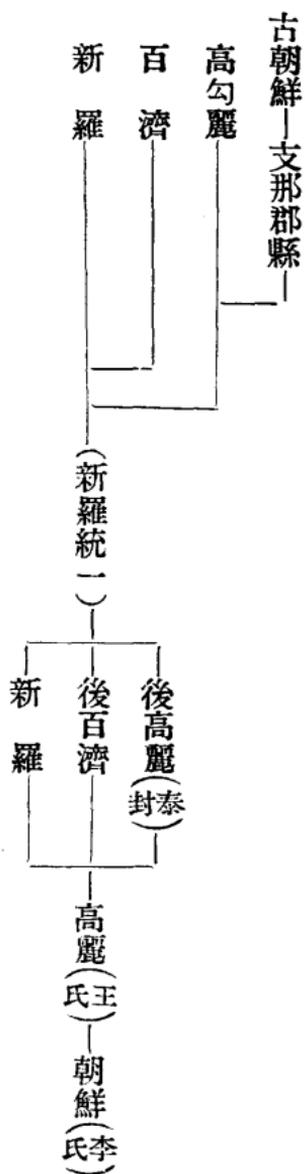
古來日本では、往々、三韓なるものを誤つて、朝鮮全部に亘り領土を有してゐたやうに思つてゐる人もあるが、決してさうでは無く、京畿道以南の地域に限ら

れた稱なのである。

## 附 有史以後沿革の概観

朝鮮に於ける有史以後の沿革を概括すれば、先づ半島の北半を領したのは古朝鮮である。そして此れは漢の武帝に滅ぼされて郡縣となり、晋の代まで四百二十餘年に及んだが、高句麗が滿洲より南下してこれを併呑し、當時半島の南半の東に新羅、西に百濟があつたので、それと鼎立して、所謂三國時代を三百五十年程繼續した。尋いで新羅は唐と圖つて、百濟と高句麗とを滅ぼし、新羅統一時代なるものを、約二百七十年を過ぎた頃、後高麗(泰封)・後百濟の二國が起り、將さに再び天下を三分せんとするに及んだが、王氏の高麗は泰封の後を襲ぎて、後百濟を滅ぼし、新羅を併せて、新たに國を建て、より、四百七十五年を経た時に、李氏の朝鮮が之れに代つた。そして李氏朝鮮は、建國以來五百十九年に至り、大

日本帝國の一部として、併合することゝなつたのである。左に歴代の累系を表示する。



## 第二章 三國時代

### 第一節 三國の鼎立

三國とは新羅・百濟・高句麗のことであるが、日本では尙ほ三韓と稱した。これは馬韓・辰韓・弁韓を三韓と云つたのが、遂に習慣的に呼ぶやうになつたのである。朝鮮史中最も混亂を極めたのは此の時代であつて、朝に百濟に屬した領土が、夕に新羅となり、又其の翌は高句麗に收めらるゝと云ふやうに、委しき沿革は明瞭で無い。而して三國の中、建國の最も早きは新羅であつた。新羅はもと辰韓の内の斯盧六村(後ちに六部と云ふ)であつて、其處から始祖赫居世なるものが出て、國を起したと云はれて居り、これには次のやうな傳説がある。

或日、斯盧六村の一なる高墟の村長蘇伐公が、楊山の麓を望むに、蘿井の林間に馬の嘶く聲がしたので、搜がして往けば、馬は居らずに一つの大きな卵があつた。其處

でこれを剖いて見るに、中から麗はしき男兒が出た。因つて之れを養育すること久しきに及んだが、天性如何にも慧敏なので、六村の居民は尊敬し、遂に立てゝ君主とした、時に其の齡十三歳、乃ち是れが赫居世である。そして其の卵の形が瓠に似てゐたので姓を朴パク云つた。瓠は土音「バク」だからである。

日本の或る學者は、此の斯盧六村と云ふのは、日本の殖民地であつたと説いてゐる。然るに之れと反對に、今より三百八十餘年前、金富軾は、其の著『三國史記』に、「朝鮮の遺民、山谷の間に分居して六村となる」と書き、半島を統一したる新羅の根本を、箕子朝鮮の遺民だと、殊更のやうに云つてゐるから面白い。而して瓠に似た卵と云ふのも、實は船を指したもので、日本から渡航したのは、後に掲ぐる瓠公と何等異つたこととはあるまい。由來、半島の原住民族間では、異域から入り來つて、其の土を征服したやうな偉人の生所を明かにせず、之れを大抵神異に歸して、卵生としたものらしい。

赫居世は始め國を徐羅伐ソラバと名づけた、これは今より約千九百八十餘年前(崇神天皇四十年)である。其の後、彼れは金城(今の慶尙北道慶州)に築きて都を定め、謙讓して民を導いたので、大に治績が揚がり、東沃沮は馬を獻じて款を通じたばかりでなく、神徳ありとして大に尊仰し、弁韓も亦た國を以て來り降つたのであつた。

赫居世が立つてから二十一年目、北方に勢力を得てゐた扶餘族の中から、朱蒙と云ふ豪傑が起つた。これにも亦た傳説がある。

初め朱蒙の義父なる金蛙の一族は、解慕漱ミソクと云ふ自稱天子に逐はれて、扶餘本部の地から東扶餘の地に移つた。金蛙は或日獵に出て、河伯の女なりと云ふ一美人柳花リウカに優渤河の邊に逢うて、遂にこれを娶つた。此の美人は扶餘本部に居た時に、解慕漱に寵を受けたため、親に責められて東扶餘に逃れ來たものであつた。然るに婚後間もなく彼の女は朱蒙を産んだが、金蛙は自分の胤にあらざると云つて愛しめせず、諸兄も亦た同じ腹でないので之れを忌み嫌つた。朱蒙は斯る艱難の中に生長し、却つて其の刺

撃によつて才能他に優ぐれ、七歳にして自ら弓矢を作り騎射を習ひ、馬匹の瘠肥を左右するの術さへ覺え、其の父を凌ぐの氣象があつたので、諸兄は嫉みて害を加へんことをした。是に於て生母柳花は、朱蒙に境外に去れよと訓へた。因つて朱蒙は其の言に従つて國を出で、行々黨類を聚めて遂に沸流河の傍に住み、我は是れ皇天の子、母は河伯の女なりと稱して居た。

朱蒙は沸流水上（鴨綠江の支流なる佟佳江、又平安道の成川とも云ふ）に都を定めて國を建て、これを高句麗と號した。時は今より千九百六十四年前（崇神天皇六十一年）である。此の朱蒙は所謂東明王で、今も朝鮮の人々は、大に崇め尊んでゐる。

其の後、朱蒙歿し嫡子類利が王位を繼ぐや、異母弟なる溫祚は、宗國に容れられざるを恐れて南に奔り、慰禮城（今の京畿道廣州）に居を占め、自ら立ちて王位に即き、國を百濟と號した。これは今より千九百四十五年前（垂仁天皇十二年）に相當する。斯くて溫祚は、馬韓との境域をも定めたが、幾ばくも無く馬韓の衰へて上下和合せ

ざるに乘じ、遂に之れを滅ぼして其の領土を併合した。是に於て、新羅・百濟・高句麗の三國に分れて鼎立の勢を成し、三韓の故地は概ね新羅と百濟に、朝鮮の故地は、概ね高句麗に屬するに至つた。

斯の如く三國は、いづれも朝鮮半島を統一せんとの野心を以て、各々其の勢力の強大ならんことを企圖し、攻争殆ど息む時無く、中にも百濟は最も猛烈に、屢々新羅の邊境を襲ふたが、肖古王(第五代)より以後は、又靺鞨・樂浪等と連年兵を交へ、近肖古王(第十二代)の時に於ては、更に高句麗とも戰ふに至つた。高句麗も亦た頻りに四隣を併吞するに努めたが、東川王(第十一代)より小林獸王(第十代)に至る七代の間は、國歩艱難を極め、屢々外兵を蒙り、幾たびか亡びんとしては復た興り、版圖の動搖は少時も息まなかつた。中にも故國原王(第十代)は、大に百濟と干戈を交ふるに至つたが、平壤の戰に流矢に中つて殞れてより、兩國の怨恨は益々結びて解くる間無く其の接戰は久しきに亘つた。尋いで廣開土王(第十代)乃ち所謂好太

王立ち、新興の勢力を以て百濟・新羅を侵略し、在位二十一年間に、其の名の如く大に領土を廣開した。其の子長壽王(第二十代)亦た南方に向つて頻りに發展を試み、又、北方にも壯圖を伸べ、所謂遼東長城を築くに、十六年を要し、千有餘里の長さに及ぼし今尙ほ滿洲より蒙古に亘り、高麗城と稱せられて、處々に破壁斷礎が残つてゐる。而して彼れは更に又、僧道琳をして百濟の蓋鹵王(第二十代)に説き、伽藍建築の爲め大に土木を興さしめ、其の府庫缺乏して、人心を失へたるに乗じ、遂に自ら將として之れを攻め、都を陥れて王を殺した。雄略天皇が兵を送りて百濟を救はしめられしは乃ち此の時である。天皇は質として日本に在りし文周(蓋鹵王の子、即ち第二十一代)を立て、王と爲し、都を熊津(今の忠清南道公州)に置かしめたが、王は權臣の爲めに弑せられ、太子三斤(第二十代)立ちしも幾ばくも無く薨じたので、又、天皇は日本に質たる昆支(蓋鹵王の弟)の第二子を立てられた、これが東城王(第二十代)であり、其の子武寧王(第二十代)も亦た日本に居つたので島君(シマキミ)と稱せられた。由來百濟は常

に王子を日本に質として、國難あれば必ず援を請ひ、日本も専ら之れを助けて兵を送つた。當時日本と百濟とは殆ど一國の狀をなし、離るべからざるの關係を保ちたるは、史乘に於て明かである。

是より先き、新羅には、朴氏の系統が中絶して、赫居世の孫女の婿なる昔脱解ソキトクケが其の後を承いて第四代の王となつた。乃ちこれが新羅王三姓中の昔氏の祖であつて、もとは日本人なる傳説がある。

脱解は多波那丹波或は但馬と云はるの人である。初め其の國王、一女を娶つて妻となせるに、間もなく懷妊したものと、漸く七年を経て大きな卵を生んだので、王は大に不祥の事に思ひ、速に棄てよと命じた。そこで女は之れを帛にて裹み、寶物を併せ箱に納れて海に流した。初め此の箱は金官國に着いたが、海濱の人は怪んで拾ひ上げなかつた。それから轉じて辰韓の阿珍浦口今の迎日灣に着いた。そこで一老嫗が、繩を以て岸に繋ぎ、箱を開いて見るに、可憐な一小兒が現はれた。老嫗は之れを家に抱き歸り、

養育することゝしたが、壯なるに及んで身の長け九尺に餘り、知識亦た人に過ぐるに至つた。因つて箱の浦口に漂着した時に、一羽の鵲が隨い飛んで來たここから、其の字の扁を取つて姓を昔に稱せしめた。そして彼れは學問に精を出したので、南解王(第二代)は其の才を愛し、遂に迎へて女婿を爲すに至つた。

脱解王の時、百濟は兵を新羅に加へたが、遂に勝つことは出来なかつた。尋いで新羅は、其の國號を雞林と改めた、これに就ても傳説がある。

脱解王の時、或夜、王城の西なる始林の中に鶏の聲が聞えた。王は早速、大輔瓠公を遣はして視させるに、金色の小櫃が樹の枝に掛つてあつて、白い鶏が其の下に鳴いてゐた。瓠公は其の櫃を持ち歸り、王は其の蓋を開けらるゝに、中に可愛い男兒が入つてゐた。王は大に喜ばれ、天より我れに胤を授けたものだ云つて。これに閔智名つけて養育し、金の櫃から出たので金を以て姓とした。是れ新羅王統の一なる金氏の始祖である。そして此の吉事に因み、王は始林を改めて雞林と稱せられたのが、

遂に新羅の國號となり、更に朝鮮の異名こまでなるに至つた。

此の金櫃から出たと云ふのも、何等卵生説と異なることはない。樹の下に白き雞が鳴いてゐたなども寔に面白い。元來南解王は、日本人たる赫居世の子であるから、自分に子が無いために、嗣を日本人より求めたものではあるまいか。

脱解王に次で婆娑王(第五代)朴氏を以て位に即き、農桑を勧め、兵甲を練つて不虞に備へたが、近隣の小國來り降り、百濟も亦た好を請ふに至つた。是れより後、新羅は、朴氏の外に昔氏と金氏からも入つて王位を繼いだ。これ所謂六部の長が協議して、名族たる三姓の中から、徳望あるものを推選して、主權者としたことは推測に難くない。而して金氏の始祖と云はる、闕智は、王位には登らなかつたが、其の六世の孫なる味鄒は第十三代の王位に即いた。是れより先き、阿達羅王(第八代)は忠清道の丹陽方面を攻め取り、奈解王(第十代)は、更に江原道春川邊を侵略し、助賁王(第十一代)は今の慶尙北道全部を占領した。其の後、奈勿王(第十二代)の時に

至り、高句麗始めて使者を遣はし、王よりは質子を送つて好を修めたが、訥祗王(第十代)立つに及び、高句麗と和を失ひ、炤智王(第二十代)の世には屢々其の侵犯を蒙むる所となつた。よつて王は百濟と協力して其の入寇を禦いたが、眞興王(第四代)立つて百濟の請ひに従はなかつたので、遂に之れと相敵視するに至つた。

新羅は徐羅伐に次で「シロ」と唱へた。これを漢字にすれば、斯羅・新盧・斯盧・新羅とも爲つて、國號は區々に書せられてゐた。智證王(第二十代)の時、國勢益々振興し、支那文學も亦た隆盛となつたので、新羅と書するに一定した。其の理由としては、新は德業日に新たなるの義、羅は四方を網羅するの義に出でたりと云はれてゐる。

## 第二節 日本と加羅との關係

前述の如く、半島中部以北、即ち所謂古朝鮮の地は高句麗之を領有し、又、三

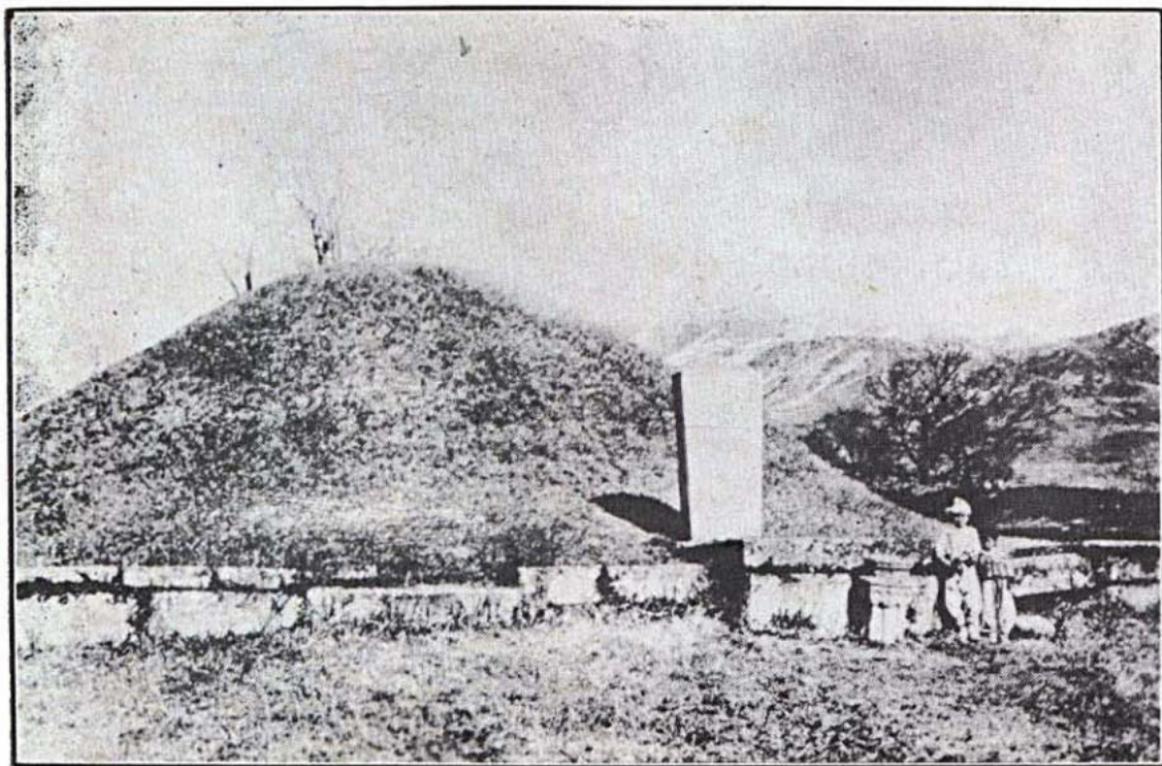
韓の内、馬韓は衰へて百濟となり、辰韓・弁韓には新羅の興れるに至つたが、尙ほ弁韓の地に加羅國(又、駕洛・伽耶とも云ふ)なるものがあつた。而して其の始祖の名を首露と稱し、これにも次の如き傳説があり、又、日本より渡來した人と言はれてゐる。

加羅の初め、國號無く、君臣無く、只九人の酋長があつて、之れを九干ミ云つてゐた。然るに後漢光武帝の建武王寅(垂仁天皇七十二年)の三月、九干が衆を率ゐて龜旨峰(金海に在り)に登り、禊事を修めんミするミ、頂上に紅巾に裹まれた金の盒アヒコがあつた。因つてこれを開けて視るミ、黄金の卵が六つ出た。衆人は驚き喜びて俱に百拜し、一酋長の家に持ち歸つて榻上に置き、翌朝皆集つて金盒を覗けば、六つの卵は次第に化して男兒ミなり、容貌甚だ偉麗であつた。そこで其の始めに化したものを首露ミ名づけ、金卵に因んで金氏を姓ミ爲し、君主に推して加羅國を建て、餘の五人も亦た各々五加羅の王ミなつた。

後漢の建武壬寅は、新羅儒理王(第三代)の十九年に相當する。此の加羅國は、後の金官國であるが、同國より崇神天皇の末年、新羅の壓迫を恐れ、使を以て鎮將の出征を乞ふた。依つて垂仁天皇は皇族鹽乘津彦を遣はされ、其の後、日本では國名を任那と呼び、繼體天皇の時、洛東江畔の金海に、所謂日本府(オホヤマトノミコトマシ)を設けて、これを綏撫せしめられ、其の後、府を安羅(今の咸安)に移された。

此の加羅國の重なる疆域は、今の慶尙南北道に於ける、洛東江の以西で、星州・高靈・咸安・金海・固城・咸昌を六加羅と稱し、靈山・昌寧・陝川・晋州・等も亦た重要な地點であつた。

この任那は、日本の屬國同様であつた故か、朝鮮の歴史には其の名さへ抹殺してゐる、併し今より約一千五百十三年前、滿洲輯安縣に建てられたる高句麗第十九代廣開土王(好太王)の陵碑中にも「任那加羅」を書いてゐるから、任那の名は遠き昔にあつたことは明かである。



(海金) 陵の王露首金

言ふまでも無く新羅の地は、日本を距る最も近く、其の門戸たる迎日灣より、鬱陵島・隱岐島を標識として、出雲の松江灣に航行したことは想像に難く無い。是れ太古以來、日本との交通關係甚だ多き所以であつて、始祖赫居世の宰相たりし瓠公も亦た日本の人であつた。

瓠公なる者、未だ其の族姓を詳かにせず、もこ倭人、初め瓠を以て腰に繋ぎ、海を渡つて來る、故に瓠公と稱す。(三國史記)

此の瓠を着けて海を渡つて來たといふのは即ち船に乗つて來たのに疑は無い。或説には、往古の人は船の底に多くの瓢箪を着けて「ウキ」の如くに爲し、これを瓢箪船と云つたともある。

併し、日本と新羅との交通は頻繁ではあつたが、それに伴つて種々困難なる交渉も亦た絶えなかつた。仲哀天皇の時、筑紫の熊襲が叛いたのも、其の黒幕には新羅が居て煽動したものらしい。これは加羅が日本の保護を受けてゐる爲めに、

新羅は征服に窮し、日本に内訌を生せしめんと圖つたもので、神功皇后の親征も、結局止むを得ずして起つたものと推測される。

神功皇后の母、葛城高額姫カヅラビタカスカジメは、多遲摩氏タチマで、新羅王子天日槍アマノヒボコ五世の孫女を傳へられ

天日槍は、豊前國を経て、播磨穴栗の邑に到り、轉じて難波に赴き、菟道河を溯つて、近江國吾名邑アナに留り、更に但馬國に至り出石イッセンに居を占めた云はれてゐる。

神功皇后の親征には、新羅の奈解王(第十代)も其の疾風迅雷的なのに驚いて、た

とひ日は西より出で、阿利那禮河アリナレは逆流し、河石昇つて星となるとも、春秋の朝貢は缺かざるべしと誓ひ、百濟も亦た風を慕つて従ふに至つたが、尙ほ皇后は、荒田別・鹿我別を將軍として遣はされ、安羅(今の慶尙南道咸安)・卓淳(今の慶尙北道漆谷)の地を保護あつた。爾來日本に向つて新羅・百濟の使聘相續き、尋いで高勾麗も亦た朝貢することゝなつた

然るに其の後、三國の鬭争は益々激烈となり、百濟は次第に疲弊して、常に日

本の保護を仰いで其の國力を維持したが、之に反して新羅は愈々強く、法興王(第十三代)の時、任那を侵したので、日本よりは、近江毛野臣(ケノオミ)・物部麁鹿火(アラカヒ)・大伴狹手(サテ)彦等(ヒコト)相前後して大軍を率ゐ、其の救援に赴いた。而して百濟の聖明王(第二十代)も任那を助けんとて、日本に救を乞ひ、其の援軍の來るを待つて新羅を攻撃したが、王は敵兵の爲めに斬り殺され、世子餘昌は日本軍の力によりて漸く免るゝことを得た。此の聖明王は、曾て日本にて生れたる島君、即ち武寧王の子である。又聖明王の第三子琳聖(餘昌の子とも云ふ)は、日本に渡り、周防大内氏の祖先となつて、其の系統は次第に數姓に別かれ、諸方に繁衍するに至つた。

百濟の非運は此の如くなるに反し、新羅は法興王の子眞興王(第二十代)、大に北方に侵略を試み、咸鏡道の黄草嶺までを領土と爲し、南方は任那に兵を出して國王を降伏せしめ、遂に其の疆域を併呑した。久しく建置されてゐた日本府も、此時毀ぼたれて了まつたのである。

## 第三節 百濟と高句麗の滅亡

高句麗は英主累世相繼ぎて、國力衰へず、威勢三國に冠たるものであつたが、平原王(第二十代)の時、隋の文帝支那を統一し、嬰陽王(第六代)は文帝より遼東郡王に封せられたるにも拘はらず、却つて靺鞨の兵を率ゐて、隋の遼西を侵犯した。文帝大に怒り、將士を遣はして之れを伐たしめたが、兵糧繼かずして退却し、尋いで其の子煬帝(ヤウダイ)代り立つや、百十三萬の大軍を擧げて攻め來つた。然るに不運にも高句麗の猛將乙支文徳の術策に陥り、清川江に於て大に潰敗するに至つた。翌年復たも出兵したが本國に叛者あるの報に接し、遂に其の師を引き返へした。嬰陽王薨じ、榮留王(第二十代)の立ちし元年、隋は亡びて唐が新たに起つた。榮留王は暗愚なりし爲め、權臣泉蓋蘇文、國事を擅まにし、遂に王を弑して寶藏王(第二十代)を立て、且つ唐より新羅の爲めに兵を罷むべきを諭すや、其の使を囚へて獄に投



城 山 の 州 公

するに至つた。是に於て唐の太宗、嚇怒して三十萬の大軍を發し、新羅・百濟・契丹の兵と合して、之れを攻撃したが、遂に克つことを得なかつた。

是より先き百濟は、聖明王に至つて都を熊津(州)より泗泚(今の忠清南道扶餘)に移した。

實に今の公州は、文周王より五代六十八年間の都であつて、殊に日本との來往頻繁を極めた處である。

聖明王より三代を経て武王(第二十代)に至り、頗る驕奢を極め、連年新羅を侵

し、義慈王(第三十代)亦た淫酗にして、成算も無く屢々新羅を攻め、剩さへ高句麗と結

託して、新羅の唐に入朝するの路を塞いだので、新羅の武烈王(第二十代)は使を唐に

遣はして、百濟を伐たん事を請ふた。是に於て唐の高宗は、日本の齊明天皇の六

年、蘇定方を行軍大摠管と爲し、水陸十三萬の兵を派し、新羅は太子法敏・大將

軍金庾信に精兵五萬を率ゐて之れに合せしめ、共に百濟を攻撃した。國勢振はざ

りし百濟は、もとより克つを得べくもなく、義慈王及び其の一族は遂に唐軍に降

伏し、王宮は紅焰の裡に灰燼と化して了つた。

義慈王既に唐軍に降伏し、百濟の社稷將さに斷絶せんとするや、王の從子福信

は僧の道琛等と周留城(全羅北道金堤)に據り、義兵を募つてこれが回復に志し、使を日

本に遣はして、救援を乞ひ、唐の捕虜百餘人を獻じ、當時質として日本に在りた

る王子豐璋を迎へて王と爲さんとした。是に於て葛城太子(天智天皇)は、百濟のみな

らず、任那を回復するも亦た此時に在りと爲し、齊明天皇に勧めて出征に決し、

阿曇比羅夫・河邊百枝等を將として舟師百七十艘を率ゐて百濟を救はしめ、又王

子豐璋に織冠を賜ひ、多將敷タホノコモンキの妹を之れに妻はせ、狹井檳榔キアケアマチ・秦田來津等ハタノヒクツに命じ

て兵五千を附し、遠く周留城まで護送して王位に即かした。而して尙ほも上毛カミヅケ

野稚子ヌチコ・阿部比羅夫等に兵二萬七千を授けて新羅控制に當らしむるに至つた。然

るに百濟は其の後内訌生じ、豐璋は福信と和せずして之を斬り、大に擾亂を極めた

ので、唐は其の機に乗じ水陸の増兵を行ひ、新羅と協力して討滅を期し、熊津を

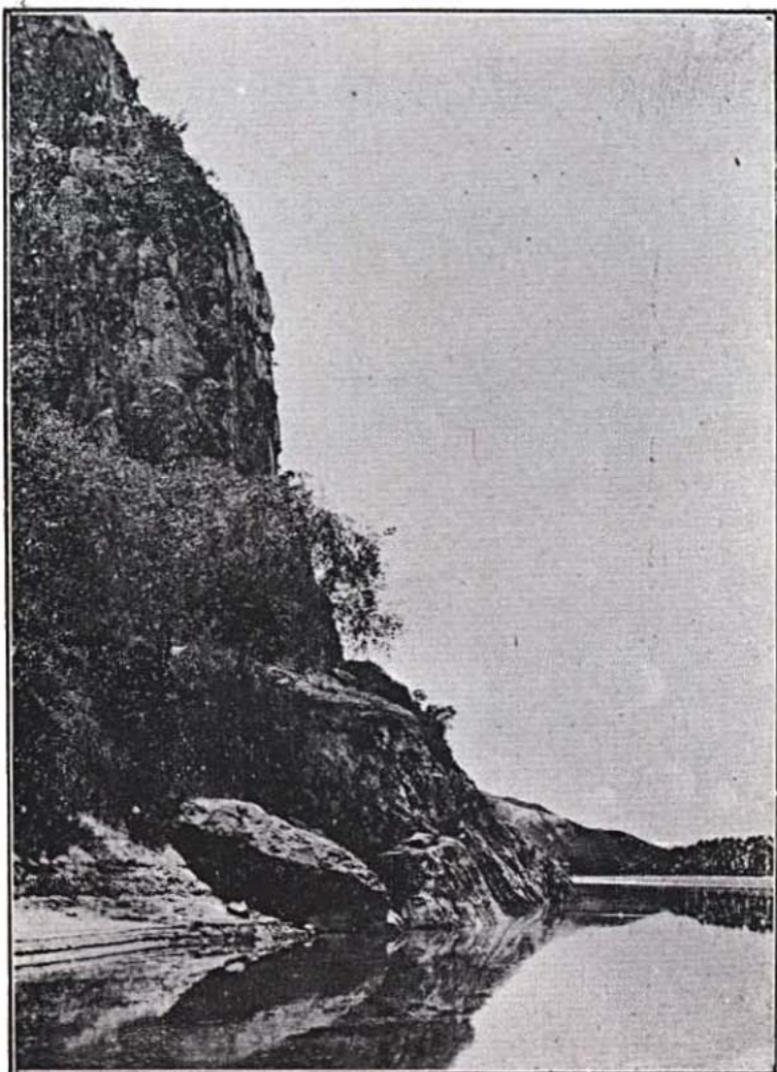
發して周留城に向ふの時、白江口にて日・濟聯合軍と衝突し、遂に猛烈なる海戦となり、日・濟軍は大敗し、豐璋は高勾麗に逃げ去つて、百濟の祚は遂に滅亡に歸した。斯くて百濟は始祖溫祚より、是に至るまで三十一王、六百八十年を経たのである。

百濟が斯くも長く宗社を持続し得たるは、全く日本の保護の致す所であつた。日本は彼の國難に當つては、兵師を出すに躊躇しなかつた。而して日本が此の如く百濟を救援保護したる代りに、儒教・佛教を始め、美術・工藝等を彼れより輸入して、日本の文化を資したことも亦た甚だ多い、世人が稱して日本の文化は朝鮮の賚なりとなすは、概して百濟より得たものである。併し此に注意すべきは、それも彼の滅亡則ち今より一千二百六七十年前に於て既に斷絶し、其の後日本は唐と和を構じて、朝鮮を経るの迂を用ゐず、直接に彼の文化を輸入するに至りしことである。

古の泗泚、即ち今の扶餘は、遙に半月城を望み、近く白馬江を繞らし、百濟の聖明王より、義慈王に至る、六代・百四十餘年の都であつただけ、風景明媚なるのみならず。古蹟や傳説なきを遺してゐる。義慈王が敵を支へ得ず、熊津に走れる夜、適歸する所に迷へる百人の宮女が、渦巻く波に身を投じた云ふ落花巖、唐將蘇定方が百濟を滅ぼした紀念の平濟塔なき、到る處、當年を物語る資料が多い。

百濟の始祖は、慰禮城を最初の都とした。其の後、南漢山城に徙つて居る。ここ三百七十餘年、これが第二の都であつた。近肖古王(第十代)に至つて、南平壤を第三の都とした。南平壤は今の京城である。それより内亂外寇相續き、都の位置さへ定まらず、漸く文周王(第二十代)の時、熊津(公州)を第四の都とし、聖明王(第五代)に至つて泗泚(扶餘)に移つた。乃ちこれが第五の都である。

唐の百濟を滅ぼすや、五箇の都督府を分置し、劉仁願を泗泚に留めて鎮撫せしめ、勝利を得たる餘勢を以て、更に高句麗を圖らんとし、討伐の軍を出すに至つ



巖花落の餘扶

たが、風雪沍寒の爲めに一日師を還し、翌年李勣を將として大軍を送り、新羅の兵と、ともに平壤を攻圍した。是れより先き高勾麗は、唐の威嚇を恐怖し、密かに救ひを日本に求めたが、既に日本は、百濟の爲めに失敗し、却つて自國の防衛上、對馬・壹岐・筑紫に防人、烽燧セキウを設け、又築城を急ぎし際なりしを以て、優勢なる援軍を送るの餘裕は無かつたのである。而して衰微せる高勾麗は最早や抵抗の力も無く、寶藏王(第二十代)は出で、唐羅に降伏し、社稷遂に滅亡した。是に於て乎、唐は即ち安東都護府を平壤に置き、以て朝鮮を統ふるに至つた。斯くて高勾麗は始祖東明王朱蒙より、寶藏王に至るまで二十八世、七百五年を経たのである。

高勾麗の都城は、初め沸流水の上ミ云はれてゐるが、次で慰那巖城(鴨綠江上流の輯安縣とも桓安縣とも)とも云はれてゐる)を第二の都ミとした。太祖王(第六代)の時に至り、盛京省懷仁縣に近く丸都城を築いた、これが第三の都である。東川王(第十代)の時には平壤を以て第四の都ミとした。

爾後或は丸都城に或は平壤に都し、又、小獸林王(第七代)・平原王(第二十代)の如きは一時北漢山城(京畿道楊州郡)に居つたこゝもある。併し大抵平壤に都したものと見て可なりも思ふ、尤も平壤に云ふも、今の平壤のみでなきこゝは、同地を中心として諸方に宮址や山城が今尙ほ遺つてゐるにても、想像し得らるゝ。

斯くの如く唐は、新羅と、もに、百濟と高句麗を滅ぼしたるも、百濟に於ける慷慨悲憤の士は國に殉するにあらざれば、日本に亡命し、高句麗の王族も亦た多くは新羅に投降し、或は日本に亡命し、兩國の遺民は殆ど唐に服従するを悦ばず従つて唐の勢力は甚だ半島に振はなかつた。

當時、百濟・高句麗兩國人の日本に歸化したものを概記すれば、乃ち百濟人には、天智天皇の四年に男女四百名を近江神崎郡、翌五年、二千餘名を東國に、同八年、七百名を近江蒲生郡に田畑を與へて住まはせられ、又、持統天皇の時には、義慈王の子禪廣に百濟の姓を賜はり朝廷に重用された。それから高句麗人は、

駿河・甲斐・上總・下總・常陸・下野六國に置かれたが、元正天皇の靈龜二年に、其の千七百餘名を武藏に移し、高麗郡を置かれたなどが最も著しきもので、又、平安朝の初期、京都及び畿内の氏族一千百八十二を數へた中で、高勾麗・百濟人の子孫が百六十七氏あつたと傳へられ、更に又、長門・筑紫等にて邊防の爲め、百濟の亡命者に築城を司らしめたと云ふことより推しても、如何に歸化人の多かりしかを窺はれる。而して此の濟・麗の滅亡以前に、新羅人の歸化したものも甚だ多かつた。應神天皇の時に新羅其他の歸化人をして池を大和に造り、これを韓人池カラヒトノイメと云ひ、仁徳天皇の時には、新羅人を役して、攝津に茨田堤マムダを築かれたなどが、其の一斑である。

#### 第四節 新羅の統一と其の衰亡

新羅の志は素と半島を統一するにあつた。唐の援助を借りたのは、之れを實行

するの手段であつて、彼れに服従せんとするものでは無かつた。既に彼れの援助に依つて、世々の仇讐たりし百濟・高句麗を滅ぼし、其の疆域は悉く唐の版圖となつたものゝ、新羅は漸次百濟の故地を蠶食し、又高句麗の叛衆を納るゝ等に努めたので、唐は新羅の王爵を削らんとし、劉仁軌をして來り討たしめた。そこで武烈王(第二十代)の子、文武王(第三十代)は使を遣はして一旦は其の罪を謝したが、遂に叛きて平壤を陥れ、殆ど唐の實權を奪つた。唐は已む無く安東都護府を遼東に遷すに至り、太宗・高宗の雄圖は忽ち半島より消滅して了まつた。實に武烈・文武の兩王は、共に聰明にして機略に富める新羅中興の賢主であつた。殊に武烈王は、金闕智の遠裔なる金春秋で、天資豪毅、夙に女主善德・眞徳の二王を補佐し、新羅の存亡を其雙肩に擔ひ、加ふるに孝徳天皇の大化三年、日本に質として赴き、社會上・政治上の實際を目撃し、遂に朝廷を瞞着して歸りし程の伶俐者で、内外古今の大勢に通じてゐた。それに此の武烈王父子の股肱たりし金庾信

は、伽耶國祖なる金首露の遠裔に當り、文あり武あるの英傑で、妹を武烈王の妃と爲して、王家の爲めに鞠躬盡瘁遺算なく、能く統一の功を成すを得た。統一以來文學・佛教・美術・工藝は空前絶後の盛況となり、黄金時代を現出して、綱紀大に亂れ、内訌も亦た屢々起るに至つたが、景德王(第三十代)の時に於て、漸く之れを回復し、心を民事に用ひし爲め、國內頗る太平であつた。従つて半島は己が自由になるに任かせ、日本に對しては、益々傲慢なる行動を爲すに至つた。されば淳仁天皇は、美濃や武藏の國に住せる百濟・高句麗の歸化人に、新羅語を學ばしめ、新羅征伐の準備さへせられたが、遂に實行の機會には達しなかつた。

然るに景德王薨じ、惠恭王(第三十代)立つてより、國勢漸く衰頹し、宣德王(第三十七代)より神武王(第四十代)まで六十年は王位の篡奪を以て充たされ、文聖王(第四十代)より新羅最後の敬順王(第五十代)に至る間は、内亂相繼ぎ、政刑紊弛し、遂に群雄と云はんよりは寧ろ亂徒蜂起の形勢と爲つた。而して亂徒四方に蜂起して、各々寇

掠を縦まにする中に、最も勢力を持ち、王霸をも握らんとしたのは、甄萱シセンと弓裔との兩雄であつた。

甄萱は眞聖女王(第五十代)の六年に、新羅西南海の戍將の身を以て、武珍州(今の全羅南道光州)を襲ひ、之れに據つて自立し、孝恭王(第五十二代)の四年、都を完山(今の全羅北道全州)に定め、國を後百濟と稱し官職を設けて大に氣勢を宣揚した。

(備考) 阿慈介は加恩縣(今の慶尙北道開慶に屬す)の人、農を以て自活す、後ち家を起して將軍を爲る。四子あり、皆名を世に知らる、甄萱は其の一なり、初め甄萱生る、父農に耕へし、母之れに餉いて、林下に置く、虎來りて之れに乳す、郷黨聞く者之れを異とす。(東國輿地勝覽)

弓裔は憲安王(第四十七代)の子とも云はれ、又新羅の僧侶だとも云はれてゐるが、其の出處は不明である。孝恭王(第五十二代)の五年、自ら後高句麗王と稱し、國號を立て、摩震と云ひ、同九年都を鐵圓(今の江原道鐵原)に定め、新羅を併吞せんとの考を起

し、國號を改めて泰封と稱し、甄萱と相劣らずに其の勢威を逞うしたが、驕傲の餘り淫虐度なく、自ら彌勒佛と曰ひ、其の子を菩薩と稱し、出づる毎に白馬に跨り、童男童女をして幡蓋香花を持って前導せしむる如き狂暴の行ありし爲め、人心次第に離反して服従するもの無く、却つて其の部將たる王建を推戴し、新たに高麗國を創立した。

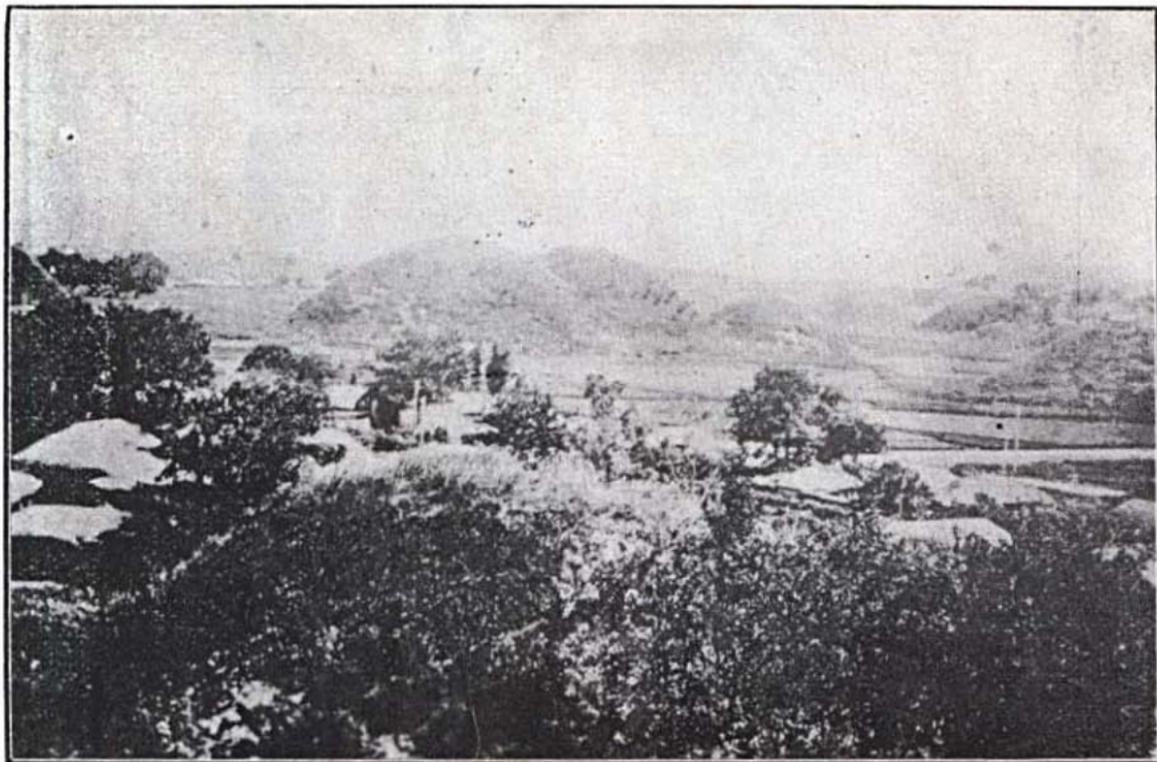
然るに一方、後百濟の甄萱は、其の勢力益々強大と爲り、兵を率ゐて新羅の都なる慶州を攻撃し、遂に景哀王(第五十代)を殺すに至つた。

今も尙ほ慶州に、名勝の一として遺れる鮑石亭址は、もも宮殿の一部であつて、國王が觴を流し、曲水の宴を張つた所と云はれ、景哀王が宴樂の最中、甄萱の襲撃に遭つたのも此處であるを傳へられてゐる。

而して甄萱は景哀王を殺した後、王の族弟を立て、敬順王(第五十六代)としたのであるが、王は到底自立し難きを覺り、遂に高麗に降るに至つた。新羅は始祖赫居

世より敬順王まで、朴氏十王、昔氏八王、金氏三十八王。三姓合せて五十六王、九百九十二年にして亡び、文武王の半島を統一してより、二百六十八年に當るのである。

新羅の都城は、百濟・高句麗の如く大なる變更は無い。始祖赫居世の居城なりし金城、娑婆王の築きたる半月城、慈悲王の築きたる明活城など、多少の位置を轉じたがいづれも今の慶州の地域に過ぎなかつた。



慶州の古墳群

## 第三章 高麗時代

### 第一節 高麗の疆域と都城

高麗の國を建つるや、其の初めは新羅の疆域を保有したるに過ぎなかつたが、太祖の九年、契丹の渤海國を滅ぼしたる機會に於て、平安道清川江南まで略取して、女眞の據れる咸鏡道の外、朝鮮半島は殆ど其の有となつた。成宗(第六代)は更に北進し、顯宗(第八代)に至つては、其の領土西北に在つては鴨綠江岸に達した。睿宗(第十代)の時には遠く女眞の疆域を征伐し、後ち咸興を以て彼れと界とした。而して高宗(第二十代)元宗(第四代)の(第二十)時に於て、蒙古の來攻に遭ひ、咸鏡・平安の地は彼れの領する處となつたが、元の衰ふるに及び自然復た其の有に歸した。

高麗創業以來の都城は、もと開京と稱し、今の開城である。而して太祖は高句麗の都たりし平壤の風光を愛し之れを西京とした。肅宗(第十代)の初年、今の京城

に築きて南京と云つたが、此處には後年辛禰(第三十代)・恭讓(第三十四代)の二王が暫時居つたのみである。又、江都を江華島に置き、元の兵を避くる爲め、高宗・元宗忠烈(第二十代)の三王、通じて五十九年間これに都した。

## 第二節 高麗の創業

高麗の太祖、王建は、松嶽郡(今の開城)の門地無き家に生れたが、遂に泰封(後高麗)王と稱せる弓裔に屬し、鐵圓郡の太守と爲り、屢々戦功を顯はして、精騎大監に進み、威望衆に超ゆるに至り、遂に諸將は狂暴無道、王者の器に非らざる弓裔より離反し、資性聰明にして大略ある王建を擁し之れを位に即かした。時は日本の醍醐天皇延喜十八年である。王建は乃ち國を高麗と號し、天授と改元し、翌年松嶽(開城)に都を卜し開京と名づけ、官を設け職を分ちて略ぼ建國の基を定めた。此の時弓裔は既に王建の立てるを聞き、逃走して土民の爲めに殺された。

今も京元線の月井里に、弓裔の據りしを傳ふる城址が遺つてゐる。彼れの榮華の夢は、僅に二十七年に過ぎなかつた。そして彼れが土民に殺害されたる處まで、三防驛近くに秦封宮と稱する小祠が立てゝある。

太祖は即位後、使を梁に遣はしたが、其の滅ぶるや、後唐に好を通じた。而して天授十六年、後唐の明宗は使を特派して太祖を冊し、高麗國王に封じ、曆を頒つに至つたので、これより高麗は天授の年號を廢め、後唐の年號天成を用ゆることとした。尋いで太祖の十七年(日本承平五年)新羅の敬順王金傳は、時勢の日に非なるを覺り、國を擧げて降らんとの意を高麗に通じ、香車寶馬絡繹として開京に向ひ來た。因つて太祖は、厚禮を以て彼れを迎へ、新羅國を除いて慶州と改め、金傳を政丞に推し、位を太子の上に置き、多數の從者にも亦た官職を授けて高麗の臣下と爲し、尙ほ金傳とは王室と婚嫁を通じて、其の子孫を永く名門として優遇した。

既に四方に割據せる亂徒も、王建の威勢に怖れて抵抗する者無く、唯殘れるは南方の後百濟のみとなつたが、それも繼承の事より内訌を生じ、甄萱の長子神劍は、父を金山の佛寺に幽閉したので、父なる甄萱は潜に逃れて開京に來り自ら高麗に叛むかざるを盟つた。是に於て神劍後を繼げるも、素より高麗と覇を争ふ器では無かつた。是に於て乎太祖は、其の十九年大軍を率ゐて南下し、容易に神劍を降伏せしむるに至つたのである。當時、甄萱は太祖に請ふて南征の陣中に在つたが、此の敗報を聞き憂悶して黄山の佛寺に卒したと傳へられてゐる。後百濟は此の如く僅に二世、三十六年にして滅亡した。

斯く王建は殆んど敵無くして高麗を建國した。宛も日本に於ける徳川家康の天下を統一したる當時の氣運に髣髴してゐるが、數世の間尙ほ草創の觀は免れなかつた。第六代の成宗に至り疆域漸く平定し、賢明の質、能く精を勵まし治を圖り、官制を革め文學を興す等、大に太祖の壯圖を完成した。

### 第三節 遼及金との關係

遼は初め契丹と稱した、其の太祖阿保機、北方に興り、日本の延長四年、渤海を滅ぼすに及びて、漸く高麗と境域を接するに至り、遂に其の間に隙を生じ、成宗(第六代)の時に至つて、遼の聖宗は東京(盛京省遼陽州)留守なる蕭遜寧を遣はし、兵力を以て高勾麗の故地を割くことを迫つた。因つて成宗は宋に結んで遼に抗せんとしたが、宋は之れに應じなかつたので、遂に遼の封冊を受け、年號を奉ずるに決した。成宗を経て穆宗(第七代)に至り權臣康兆、兵を領して王を弑し顯宗(第八代)を立てた。是に於て遼の聖宗は、天下の大義を提げて起ち、自ら四十萬の軍に將として、康兆問罪の師を進めた。康兆之れを禦ぎて敗死し、國都開京も陥りて、顯宗は遂に羅州に遁れた。聖宗乃ち軍を還し、顯宗も復た都に入り、こゝに一旦遼と絶つて宋と結んだが、是より後、遼兵殆ど連年入寇せるを以て、再び宋と絶ち、

復た遼に臣事し、其の正朔を奉ずるに至つた。

其の後、文宗(第十代)立ち、大に心を政治に用ゐて、内は綱紀を張り、外は遼と宋とに交を修め、疆域大に穩和となつたが、金の宋と、もに遼を滅ぼすに至り、更に金との關係を生じた。

金は初め女眞と稱した。女眞はもと二部に分れ、其の松花江の西南に居る者は熟女眞と云つて遼に屬し、長白山と黒龍江の間に居る者は生女眞と云うて僅に其の拘束を受くるのみであつた。そして其の生女眞は、高麗成宗の頃から屢々邊境を侵すこともあつたが、肅宗(第十代)の世に至つて、之れを掃蕩せんとして却つて敗績したので、睿宗(第十代)は其の志を成さんと欲し、猛將尹瓘・吳廷寵等に命じ陸海兩道より大軍を以て進撃し、一時は北界即ち咸鏡道の地を定め、九城を築きて南方の民を移住せしむるまでに至つたが、生女眞は頑強にも來襲し、高麗爲めに兵を損する多きを以て、遂に咸興を以て界となし、和を講ずることゝした。尋

いで生女眞では阿骨打<sup>アツクダ</sup>立ち、其の勢益々強く、日本の永久三年、國を金と號して皇帝と稱するに至つたので、睿宗は金と遼とに好を通じ、其の後、金の遼を滅ばすに及んで、更に其の封冊を受くることゝなつた。

#### 第四節 元世祖の日本遠征

睿宗より六代を経て高宗(第二十代)の世となるや、金の勢力漸く衰へて、遂に蒙古の滅ぼす所と爲り、蒙古の勢力は次第に高麗に及び、或は馬二萬匹、童男童女數千人を求めんとし、或は王、王子の覬朝を促す等の威迫を以てし、大兵を送ること數回に及んだ。高宗は乃ち之れに好を通じ、元宗(第二十代)の時には全く蒙古に服屬するに至つた。やがて蒙古は氣宇將さに天下を呑まんとするの英雄、世祖忽必烈、王位に即きて安南・交趾・暹羅までも威服し、更に日本の遠征さへ企て、高麗を嚮導に其の壯圖を遂げんとした。高麗は乃ち其の命に従ひ、使者を導

き筑紫の太宰府に至り、國書・方物を呈せしめたが、執權北條時宗は、書辭の不遜を怒つて少しも之れに應じなかつた。時は龜山天皇の文永五年である。尋いで蒙古は國を元と改め、同じく十一年、趙良弼を遣はし、高麗の使と、もに日本を諭さんとした。此の時またも回答しなかつたので、元は高麗兵と共に、慶尙道の合浦(今の鎮海灣)より軍艦を出して、對馬・壹岐を侵し、將さに博多に逼らんとしたるに、暴風雨俄に起り、戰艦殆ど覆没し、多大の損害を受けて引返した。これ所謂文永の役である。斯くて高麗は元宗薨じ、忠烈王(第二十代)繼ぐに及び、元は既に宋を滅ぼしたる勢に乗じ、更に日本を従へんとし、弘安四年、忻都等に命じて、前回よりも數層規模を大にし、高麗に征東省を置き、軍國の事務を取扱ひ、合浦より高麗兵と、もに赴かしめ、別に范文虎等をして大軍を江蘇省より發して、壹岐にて會合することゝした。然るに江蘇軍は期を失し、其の漸くにして到着するや、またも颶風吹き起り、海水狂揚、船艦沈没し、將士戰死に繼ぐに溺死を以て

し、元軍還るを得ざる者十萬餘人、麗軍亦た七千餘人に及び、實に大なる慘敗に終つた、これ即ち日本にて謂ふ所の弘安の役である。されど元主は尙ほも懲りずして再擧を計つたが、遂に事を果さずして寢むに至つた。

高麗は忠烈王以來、恭愍王(第三十代)の時、元の衰微するまで約百年間、國王は概ね元室の女を娶りしのみならず、舅婿の縁を頼みに元に赴き駐まれるの日多く、國政や王位の廢立までも其の干涉を受けてゐたので、國民とは自然疎遠と爲り、遂に國祚を危くするに至つたのも、これが大なる原因であつた。

## 第五節 辛氏の繼位

忠烈王の後、五代を経て恭愍王(第三十代)位を繼ぐや、初め仁慈を以て大に衆心を得たりしに、晩年に至り僧遍照なる者の聰慧達辯を喜び、宮中に入れて師傅となし、幾多の功臣を斥け、彼れに國政を授け、姓を辛ジンと稱し名をソムンと改めしめ

た。是れより内外の權すべて暍に歸し、其の驕傲甚だしく、王を弑さんとの不軌さへ圖るに至つたが、遂に事露はれて斬に處せられた。然るに王には繼嗣無く曾て暍と約して其妾般若が産む所の牟尼奴を己が子と詐稱して宮中に迎へ暍と名づけてあつたので、王の宦者に弑せらるゝや、李仁任は其の遺命と稱し、これを擁して王位に即かしたるも、暍は暗愚にして荒淫甚だしく、民の疾苦を顧みざりし爲め、臣下服従する無きに至り、李成桂の一派は、王氏の系統を以てこれに代へんと企てしも、李仁任等の主張に因り、暍の子なる昌を立つるに至つた。斯る次第で暍は密に成桂を殺さんものと謀つたのを、成桂先づ探り知り、暍を江原道の江陵に遷し、尋いで鄭夢周等と議して、昌を廢し、神宗(第二)(第十代)七世の孫を迎へて位に即かした、これ乃ち恭讓王(第三十)(四代)である。辛氏は異姓を以て相繼ぐこと僅に十五年に過ぎなかつた。

## 第六節 海寇の猖獗

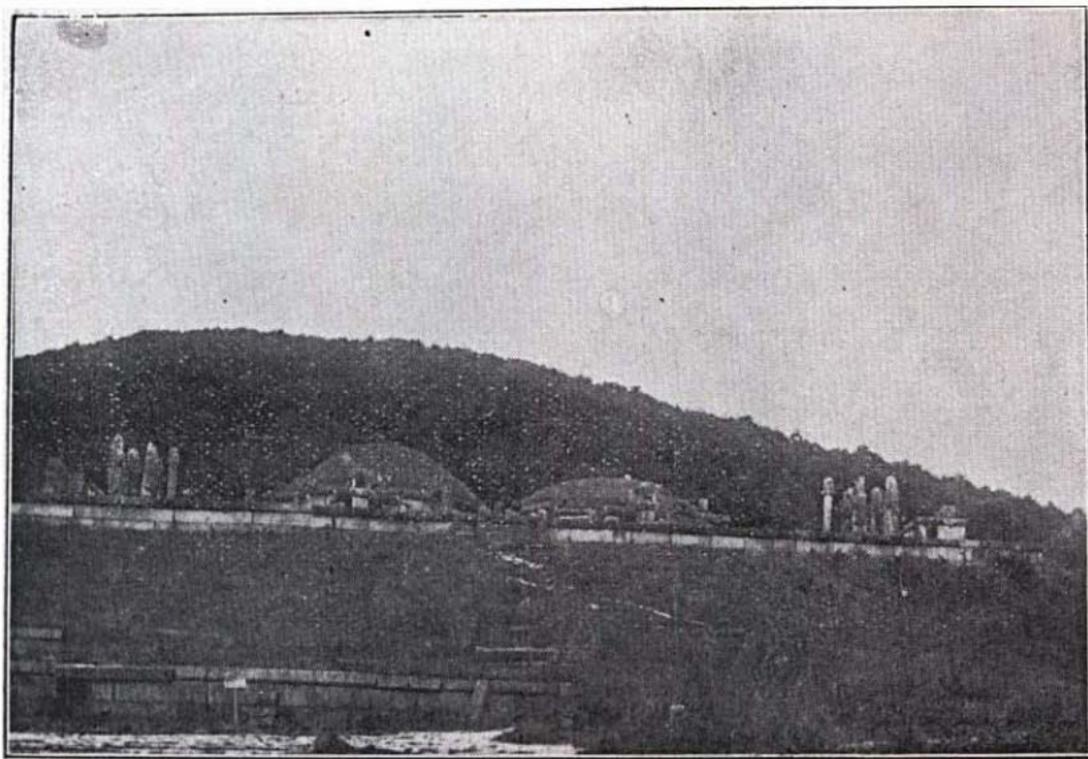
高麗史及び李朝初期の記録を見ると、所謂倭寇なるものゝことを頻りに書いてある。高麗では高宗十年（後堀河天皇、貞應二年）の記事を以て始めとするが、忠定王（足利尊氏時代）の二年頃よりは殆ど絶え間が無い程で、其の入侵の區域は頗る廣く、殆ど八道の沿海州縣に及び、王都でさへ頗る警戒を要せし有様であつた。此等海寇の事に就いては、壹岐・對馬・五島・平戸の諸島、又は四國・中國・九州の邊民が、高麗の政治の紊亂せるに乘じ、糧米物資を奪はんが爲めに來りしなりと云ふのと、九州四國の諸豪族が主動者で、勇を海外に試みんとしたもので元寇に對する復讐も其の目的の一であつたと云ふ説とがある。併し此の倭寇なる者は決して日本人のみの所爲で無かつたことは、辛禰の十四年（嘉慶五年、足利義滿時代）に、有司が上書して、「賤民等、耕種を力めず、倭賊と詐稱す」と云ひ、李朝世宗二十八年、判中樞李順蒙

が上書して「前朝(高麗)の季、倭寇興行して、人民生を聊んする能はず、是れ本國の人民、倭服を假着し、黨を結び亂を作すものにて、其の間、倭人は一二に過ぎず」と云つてゐるにても明白である。尤も日本よりの侵來も猖獗で、恭愍王の十五年(足利義詮時代)檢校中郎將金逸、辛禰の元年、判典客寺事羅興儒をして日本に禁寇を請はしめ、同三年には更に大司成鄭夢周を遣はした。夢周が九州探題今川了俊に隣交の利害を説き、侵掠の禁を約して還つた事は、有名な話である。

辛禰の三年は、恰度日本の天授三年であつた。鄭夢周は其の九月渡海し、翌年七月に歸國した。彼れは其の間、霸家臺(今の博多)に滞在し、太宰府の九州探題より深厚なる待遇を受けた。彼れが客裡作つた詩の中に、次の如うなものがあつた。

奉使遊桑域。從人間土風。染牙方是貴。脫履始爲恭。柳入新年綠。花如故國紅。  
客居殊寂寞。喜聽足音聲。

平生南與北。心事轉蹉跎。故國海西岸。孤舟天一涯。梅窓春色早。板屋雨聲多。



恭 愍 王 陵 (開 城)

獨坐消長日。那堪苦憶家。

此の梅窓二句は、大に朝鮮人の口に膾炙してゐる。それは何故か云ふに、朝鮮には輓近まで、梅樹は無く人家も藁屋根に稀れに瓦屋根で、板屋根は極めて少なかつた。此句を新奇に感じたのは尤もである。又、前者の染牙、脱履の二句の如きは、當代日本の風俗を宛然観るやうに寫してゐる。更に左の詩に至つては、彼れが如何に意志の疏通せしに感激したか窺はれる。

海島千年郡邑開。乘差到此久徘徊。山僧每爲求詩至。地主時能送酒來。却喜人情猶可賴。休將物色共相猜。殊方孰謂無佳興。日借肩輿訪早梅。

尙ほ高麗が、周防の大内氏と交通したことは、太祖の天授二年、朴居士なる者を遣はせりと史上に見えてゐるが、これは義弘の時代に相當する。其の使の用務は知ることを得ないが、大分倭寇に關したものと思はるゝ。尤も大内氏は、李朝に入つてからは、頻りに交通するに至つた。

鄭夢周が日本に使其その交渉によつて、一時倭寇は中絶したやうなもの、忽ちにして又侵掠を逞うして來るに至つた。此の時に當り之れを討伐して、稍々其の猛勢を弛緩せしめたのは、他日新たに朝鮮を建國したる、太祖李成桂其の人であつた。

## 第七節 明との關係及高麗の滅亡

恭愍王(第三十代)の時、支那に於ては、朱元璋なる傑物、勃然として江蘇省に興り、大に元を破り、其の順帝をして北の方上都に奔竄せしめ、國を明と稱し、年號を洪武と云ひ、高麗に對して、元に事へし所を以て明に服せんことを強ゆるに至つた。是に於て王は元の年號を停め、使を明に遣はしてそれに從屬するに決したが、辛禰位を繼ぐや、明起ると雖も、元は未だ亡びたるにあらずとて、遼東攻撃を企て、明に敵し、遠く元と和親せんとした。これ全く門下侍中崔瑩の説を用

ゐたものである。當時李成桂は、之れに反對せるも、王命拒む能はず遂に右軍の將として出陣することゝなつた。然るに鴨綠江を渡らんとして大雨に逢ひ、前進すること難く、剩さへ將卒漸次逃亡するもの多かつたので、遂に全軍は引き返した。而して李成桂は好機失ふべからずとなし、軍を率ゐて馬首を回らし、王都に還るや否や、宮城を包圍して先づ主戰派の崔瑩を捕へ、次で國王禍を江華島に追ふに至つた。成桂夙に門下侍中と爲りて政堂に列し、其の炯眼は天下の大勢を看破して、元朝將さに亡びんとする上は、元室と關係深き高麗の傾軋も近きを覺り、斯くは禍を追ひ、其の子昌を立て、更に昌を廢して王氏の裔たる恭讓王を立て、明に服従せしむるに至つたのである。併し王は元來柔懦にして暗愚、曾て政治の何たるを解せず、唯念佛三昧に其の生の全からんことを祈るに過ぎなかつた。成桂が之れを立てたのは、畢竟已れ他日高麗に代つて、天下を制せんとするの素志に出でたものである。果して成桂の恭讓王を立つるや、都總制使として兵馬の權

を總攬し、且つ政權をも掌裡に收め、其の名聲日に隆々たるものであつた。これ曾て滿洲より襲ひ來れる紅巾賊を平らげ、又、倭寇を鎮定したる偉功にもよるとは云へ、全く王者の器を具するが故に、麗朝の群臣は益々望みを屬して、密に之れを推戴して王位に即かしめんとした。然るに高麗末葉の英雄にして碩儒たりし鄭夢周は、獨り心を王室に存し、成桂の野心を憎み、其の黨を黜け、成桂を除かんことを圖つたが、成桂は之れを知り、遂に人をして開城の善竹橋上に暗殺せしむるに至つた。次で成桂は恭讓王を原州に放ち、之れに代つて位に即き、新たに朝鮮を建國した。高麗は始祖たる王建より恭讓王に至るまで、三十四王・四百七十五年を経過したのである。

鄭夢周は、文武兼備の偉人で、壯時己に女眞を破り、日本に赴きたる前後には遼東及び南京にも使した。又學堂を建て、郷校を置き、義倉を造り、水站を設け、新律を定むる等、文化的事業を起した功も多大である。李朝太祖成桂の策謀に陥つて、終に高



鄭夢周の畫像

麗の王室に殉し、哀れ開城なる善竹橋上に忠義の碧血を濺いだすが、太宗に及んで領議政を贈り、文忠と諡せられ、永く祭祀を享くるに至つた。肅宗が彼れの畫像に題したる贊語は、能く一生を盡くしてゐる。

粹然和氣。光風霽月。衣冠高古。精采發越。才抱王佐。學唱性理。世崇異端。獨存孔子。居家惟孝。立朝以忠。專心所事。就死從容。烈烈侍中。扶植綱常。窮天罔墜。令名無疆。

尙ほ高麗には、仁宗の時代に、外祖李資謙の兇行あり、毅宗時代には鄭仲夫の亂あり、次て明宗より高宗時代に亘り、崔忠獻の子孫四世政權を擅まにしたる等、内患の記すべきことあるも、煩を避けて其の一切を省略した。

## 第四章 李朝時代

### 第一節 李朝の疆域と都城

李氏太祖成桂の朝鮮建國は、最も好機を得た。當時滿洲及塞外の地には覇を爭ふ者は無く、朱元璋新たに興つて明國を創立し、獨り支那大陸に勢威を熾んにせる時であつた。李成桂はもとより尊明主義を以て立ち、且つ其の身北關より起り、名聲夙に女眞に轟きわたる爲めに、何人の抵抗をも受けず、高麗末葉の版圖は寸地をも失はずして其の掌中に納るゝを得た。既にして太祖は北境を開拓した。太宗<sup>(第三代)</sup>十一年、其の地を女眞に蹂躪せられたるも、世宗<sup>(第四代)</sup>は金宗瑞に命じて之れを回復し、南方より民を移して、豆滿江邊には行城を築き、先づ今の朝鮮を其の領土としたが、咸南長津・咸北茂山邊を意の如く獲得したのは、仁祖<sup>(第六代)</sup>の時と云つて可い。

李氏朝鮮は初めより都を漢城(今の京城)に一定し、五百餘年間、依然として、これに居つた。但、定宗(第二代)は一時開城に遷都したが、間もなく太宗は漢城に復都し、江華・廣州・水原を以て別都として、常に留守を置き、事有るの日、難を避くるの地に備へた。

## 第二節 李朝の勃興

朝鮮の太祖、李成桂、其の先は全州なりと傳へられてゐる。成桂、高麗の末葉屢々軍功を顯はし、強剛なる倭寇を破りし等の威望殊に高く、遂に辛昌を廢して、恭讓王を迎へ立つるに至つたが、人心王に服従せず、遂に日本の明德三年、諸將に擁せられて開城の壽昌宮に即位し、乃ち明に告ぐるに、百官並に諸民の推戴により、王氏に代りて統治の任に當りしを以てし、且つ國號改定の希望を述べ、朝鮮・和寧の二に就て、明帝の裁擇を請ひ、乃ち朝鮮と稱する事と爲つた。

當時、明の詔に

「東夷(朝鮮を指す)の號、惟朝鮮の稱、美にして且つ其の來るこゝ遠し、其の名を本こゝして之を祖こゝとし、天を體し、民を牧し、永く後嗣を昌こゝならしむべし。之を欽め」

とあり、此の詔に對して李朝創業の功臣鄭道傳(號は三峰)は、

「蓋し武王の箕子に命ずるこゝろのものを以て、殿下に命ず、名既に正しく、言既に順ふ……今既に朝鮮の美號を襲ふ、則ち箕子の善政亦た當に講ずべき所にあり。

と云つて、殿下即ち李成桂を以て、箕子が周の武王より朝鮮に封せられしに擬してゐる。而して又、成桂も明廷に奏したる文中に、

「臣の先世はもこゝ朝鮮の遺種なり、臣の二十二代の祖、翰に至つて新羅に仕ふ」

と云つて、自己の家系を述べ、正統なる箕子朝鮮の後繼者たることを告白した。是れ李氏朝鮮が箕子に對する尊崇の念盛んになりし元素である。併し國號は定つても明より未だ王號を允さなかつたので、國內には王と稱しても、明には權

知國事と稱して居た。成桂位に即きし以來、賢才を登用し、考科の制を定め、又開城は高麗開國以來四百七十五年の都である所から、天下の耳目を一新するは他處に遷すに如かずとの考を起し、先づ地を雞龍山(忠清南道)に相したが、故あつて遂に今の京城即ち漢陽に卜し、以て朝鮮五百餘年の基礎を奠めた。

斯くて後、位を定宗に譲り上王と稱したが、定宗は間も無く位を弟の太宗に傳ふるに至つた。是れより先き、太祖の世嗣を定むるに當り、八人の王子互に相争ひ、殺戮さへも行ひし爲め、太祖の心怏々として樂まず、遂に咸興に赴き、太宗の立つや、之れと會するを望まざりしも、漸く心を翻へして都に還り、間も無く薨するに及びて、明より誥命の印章を賜ひ、王と稱することとなり、又、明帝は諡を贈つて康獻王と號した。是より以後、王の即位には、必ず明に奏請して承認を受け、薨去の後も諡號を承くるの例となつた。

尋いで太宗、位を其の子世宗に譲つた。太宗は政治上、社會上の改革を斷行し

たる英明の君であつて、農桑を奨まし、軍事を勧め、又活字を鑄造して、有益の書籍を出版した。世宗も亦た傑出したる明主であつた。殊に其性寛裕にして勤勉、文藝學術は半島古今を通じて、無比の隆盛を極め、時人稱して海東の堯舜と云ふに至つた。諺文の製作も此の時代に係る。

世宗の薨後、文宗・端宗を経て世祖(第七代)となつた。世祖は世宗の次子で、嫡嗣では無かつたが、策を運らして遂に王位を得た。されば即位の初め事變頗る起つたが、其の平定するに及びては、夙に經綸の大志を抱けるの故を以て、人材を登庸し、農桑を勧め、學問を奨勵し、殊に太祖以來未だ完成するに至らなかつた經國大典の制定に着手した。これは其の子睿宗(第八代)の時に至つて成り、成宗(第九代)更に不備を補ひ始めて國內に頒布した、實にこれ李氏朝鮮五百年間に於ける政治の骨子と謂ふべきものである。

### 第三節 衰微の氣運

第九代の成宗は聰明にして、心を民治に用ゐ、賢才を登用し、諸種の書籍を出版する等、朝鮮の隆昌は、此の時を絶頂とする。成宗薨して、長子の燕山君繼ぐ(第十代)に及び、妄りに大獄を起し、數多の名士を戮殺し、日に淫行に耽り、政治學問等には一切心無く、國家は將に危ふからんとした。是に於て群臣議して之れを廢し、成宗の次子晋城大君懌を立て、嗣と爲した。是れ即ち中宗(第十一代)である。中宗位に即くや、燕山君の秕政を革むるに努め、風教の振興に盡したが、前代より盛んになりし所謂士禍乃ち朝臣間の内訌尙ほ止まず、政綱は只紊亂するのみであつた。其の後中宗薨じ、子の仁宗(第十二代)立てるも僅かに八箇月にて逝き、弟の明宗(第十三代)王位に即いたが、尙ほ幼冲の故を以て母后尹氏政を聽き、後の弟元衡外戚を以て事を用ふること二十年、一時の人材多くは誅戮排斥せられ朝鮮儒學の泰

斗、退溪李滉の如きも其の手腕を揮ふ能はずして終つた。殊に第十四代宣祖(中宗の孫 德興大院君 昭の子)の時となつては、廷臣に朋黨の争ひ起り、綱紀益々紊れ、外には日本軍の來寇するありて、國威大に衰微するに至つた。

#### 第四節 日本及明との關係

太祖李成桂の尊明主義は、國の維持上、最要なる條件であり、之れに事ふるに大に努力した。従つて永年倭寇としての深怨を結びたる日本に對しては、自然適應の措置を取らねばならなかつた。是に於て乎、位に即きてより五年(應永三年)、都統使金士衡・副使南在に命じ、壹岐・對馬を討伐せしむるとて、王親から南大門に餞し、其の儀容を盛んにして以て人心を慰藉した。併し此の一行は、舟師を率ゐて發したるも、何の得る所も無く、未だ一箇月を出でずして歸れる滑稽的の遠征であつた。越えて七年(應永五年)秘書監朴敦之を周防の山口に遣はし、大内義弘に

好を求めて、海寇について交渉し、義弘は彼れを京都に導きて、時の將軍足利義持にも接見せしめた。

敦之の山口に留まつたのは約二箇年であつた。彼等使者の寓せる所きて、今も尙ほ山口に、唐人(日本では往昔すべての外國人を唐人と稱した)小路の名があつて、唐人館の舊址を稱する地點に礎石さへ残つてゐる。

義弘も亦た、其の祖先は百濟王より出でたりとの故を以て、屢々書を朝鮮王廷に贈り、種々の請求を爲し、其の子孫までも相繼いたが、尙ほ邊海を侵掠するの流賊があつたので、世宗の元年(日本應永二十六年)には都體察使李從茂・都節制使崔潤德等に命じ、船艦二百二十七・軍兵一萬七千餘人を率ゐて對馬を攻撃せしめた。併し全く敗績して、從茂等は空しく歸還した。世宗乃ち此の敗に懲りて云ふ「對馬は兩國の間に介在し、彼我の事情に熟す、若かずこれと好を結び、其の歡心を求めて侵掠を防止せんには」と、其の後、王の二十五年癸亥(嘉吉三年)、將軍足利義勝薨

じ、同義政職を襲ぐや、これが弔慶の爲め、卜仲文を正使に、申叔舟を書狀官として京都に遣はしたるの歸途、對馬に於て島主宗貞盛と通交條約を結ばしめ、隣誼の親和を圖らんとて、富山浦(後ちの釜山浦)・齊浦(馬山の東)・鹽浦(蔚山の東)の三浦を開き、日本人の居留地として、互市場に當て、勘合印を宗氏に交附して、日鮮通交の鍵を握らしめ、又、年々米百俵・豆百俵を贈ることとし、宗氏よりは年々五十艘の船を送つて貿易するに定めたので、九州・四國邊の豪族は宗氏を介して朝鮮に人を遣はすことも頻繁となつた。

此の條約の交渉に最も努力したのは書狀官たりし申叔舟である。叔舟、字は泛翁、號を保閑齋と云つた。世祖の朝、大提學を拜し、後ち右議政・左議政を経て領議政まで至つた。彼れが著たる『海東諸國記』は、當時の日本・琉球の歴史・地理・風俗其の他日韓關係に就きて詳述したもので、夙に日本に於ても翻刻し、今尙ほ攷古の好資料として重んぜられてゐる。又、彼れの病に臥して命旦夕に逼るや、當時の王、成宗

は使を馳せて、彼れの言はんを欲する所を問はしめたるに、彼れは即ち、願くは日本と和を失ふながれを對へて瞑したことは、後ち七十年、退溪李滉が、日本と交を絶つは社稷の憂に關すに上疏したの事、一對の美談である。

然るに其の後、中宗の五年(永正七年)、三浦に於ける居留民は、大騒動を惹き起した、これ釜山の僉使李友會が、居留民に對する甚だ暴戾で、宗氏の使者を遇することも亦た極めて冷淡なるを怒つたに基づくもので、對馬島主宗義盛は三百の兵を派し、居留民等とともに、釜山城を陥れ、友會等を殺し、遂に熊川城を攻圍した。王は大に驚き、防禦使をして來り討たしめたが、居留民は一同相約して忽急對馬に引き上げた。之れを朝鮮では三浦の亂、又は庚午の變と云つてゐる。これより對馬と朝鮮の通交は一旦中絶したが、島主宗義盛は、將軍足利義植に請ひ、義植は大内義興に命じて、復和の事を講せしめ、舊條約を改めて三浦の居留戸を廢し、單に公館を齋浦に設けて使臣の接待所(倭館)と爲し、これまで宗氏より年々

送りし五十艘の船數を減じて三十五艘とした。其後又齊浦に於て對馬人と韓人との鬭争があつたので、中宗三十九年（天文十三年）倭館を釜山浦に移すに至つた。後ち數年、釜山浦の貿易は發達を來たし、日本の商船の朝鮮の圖書を受けて來往する者大に増加して、宗氏を除く外、二十二氏の多きに及んだが、足利幕府の衰微ともにも國交漸く絶えたるの際、宣祖二十五年壬辰、即ち日本の文祿元年に至つて、豊臣秀吉の征伐を蒙ることゝなつた。

是れより先き、日本は足利幕府倒れて、群雄諸方に崛起し、所謂戰國時代を現出せるに當り、織田信長出で、略ぼ之れを平定し、功業漸く緒に就かんとして歿し、遂に天下は豊臣秀吉の手中に收められた。王位の廢立と黨争のみに經過したる朝鮮にては、かゝる英雄の日本に出現するを夢にだも知らなかつたのである。

秀吉既に内に顧る所なきに及び、勢威を明國に發展せんことを企て、乃ち宣祖二十年（天文十年）對馬の人柚谷康廣を朝鮮に遣はし、道を朝鮮に求めて明に入らんと

した。然るに宣祖之れを拒みて應じなかつたので、其の後、對馬島主宗義智は、僧女蘇(博多聖福寺の僧)及び家臣柳川調信を従へて朝鮮に至り、百方宣祖に説きたる結果、先づ義智と、もに、黄允吉・金誠一を正副使とし、許箴を書狀官となし、日本に赴かしむる事となり、京城を發したのは宣祖二十三年(天正十八年)三月で、七月京都に至り、秀吉に謁し、京城に歸つたのは翌年三月であつた。然るに兩使が日本の場合を王に啓するや、允吉は「今や兵船の準備に汲々たり、必ず大舉入寇すべし」と云ひ、誠一は「然る事更に無く、決して恐るゝに足らず」と云ひ、其の觀察兩者全く反對であつた。而して廷臣も亦た其の説を聽くに日本の情況を考慮せず、各々黨を同うする者の言を可なりとした。當時王廷は東人・西人の兩黨より成つてゐて、允吉は西人、誠一は東人、獨り書狀官許箴は黨外に立つて日本軍の來るべきを極論したるも、遂に廷中に勢力ある東人は、誠一の言を庇護して可なりと爲し、邊防の事も怠り勝ちに、明に對しても特報せずして、例年送る所の

賀節使をして告げしめたに過ぎなかつた。斯くて月日を過ごす間に、釜山浦の居留民は悉く日本に撤回して影も無く、朝鮮の王廷は始めて震駭し、日に戦争の策を議するに至つたが、時機は已に晚かつた。

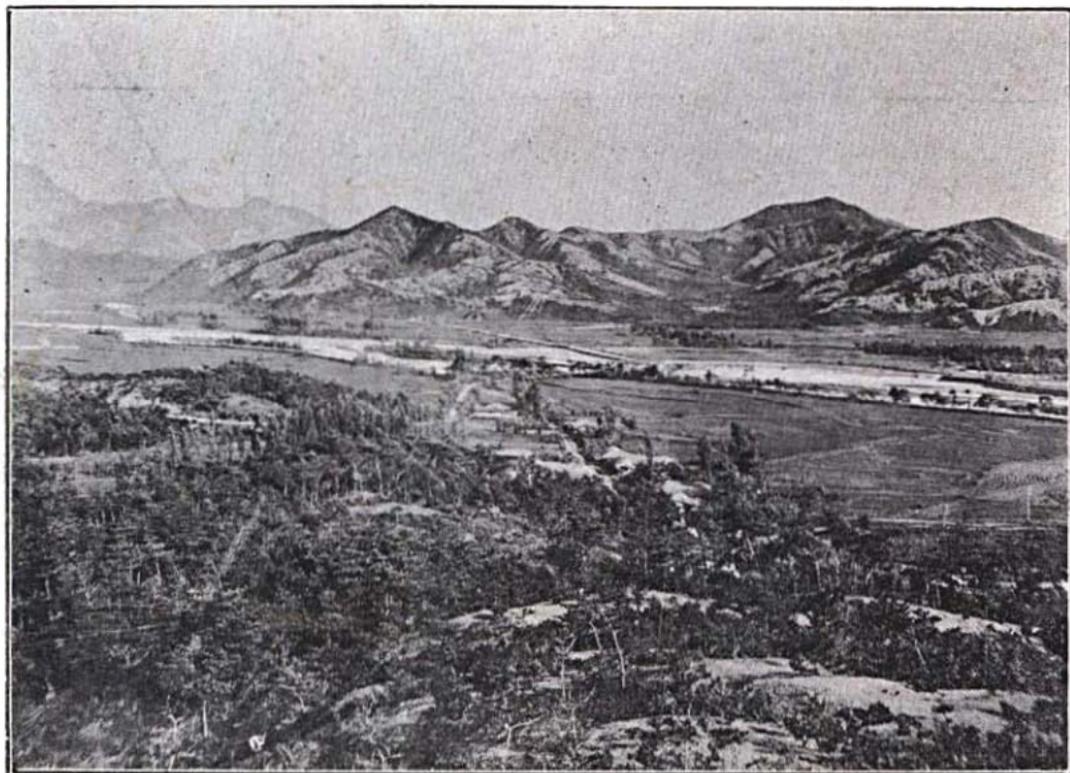
果然、宣祖二十五年(文祿元年)壬辰となり、數千百の艨艟は、勇猛なる貔貅を満載し、玄海洋の波濤を蹴破りて、天地も揺るがんばかりに押寄せた。是れ秀吉が、飽くまで夙志を遂げんが爲め、道を朝鮮に假り、大舉して明國に入らんとしたもので、自身は肥前名護屋を本營と爲し、宇喜多秀家を總大將に、小西行長・加藤清正を兩先鋒とし、黒田長政・島津義弘・小早川隆景等九軍約十五萬人の陸軍の外、九鬼嘉隆・加藤嘉明・藤堂高虎等九千人の海軍を派遣したのであつた。四月十三日、第一軍の將、小西行長・宗義智・松浦鎮信等は、釜山浦に上陸し、直ちに其の城を抜き、東萊を陥れ、同十八日、第二軍の將、加藤清正・鍋島直茂・相良頼房等も釜山浦に上陸し、次で諸軍陸續として來り進軍した。由來釜山浦・京

城間には三大路とて、即ち左路（彦陽・慶州・永川・聞慶）。中路（梁山・清道・大邱・尙州・聞慶・鳥嶺・忠州）。右路（金海・昌原・星州・秋風嶺・永同・清州）の稱があつた。乃ち行長は中路を取り、鳥嶺の險も難無く越えて、左路を進みし清正と忠州に會し、申菴の軍を彈琴臺に破り、それより行長は楊根を經、清正は竹山・龍仁を過ぎ、第三軍の將、黒田長政・大友義統は、第四軍の將、毛利吉成と合し、稍々遅れて右路を取り京城に進んだ。是れより先き敗報頻りに京城に傳はるや、四月二十九日の夜、王は平壤に向つて奔竄され、三十日には、亂民城中の處々に火を放ち、内帑の金帛を掠奪し、宮殿を灰燼に歸した。五月二日、行長は東大門、清正は南大門より入城したが、城中は殆ど空虛となつてゐた。宇喜多秀家を始め、諸將も前後して京城に到着し、評議して秀吉の命令を實行することゝなつた。乃ち行長は明に赴くべく平壤の方に向ひ、忽ち同地を占領し、清正は長驅して咸鏡道に進み、會寧に於て二王子を捕へ、遂に所謂兀良哈<sup>ウラハ</sup>、今の間

島に入り、長政は黃海道を略して海州を攻め、吉成は江原道の三陟まで進んだ。

日本の陸軍は大に優勢なるものであつた。然るに其の海軍に至つては當時朝鮮に李舜臣なる英傑あつて、海戦に妙籌を極め、流石勇猛なる日本軍も之れに敵對し得なかつた。鎮海灣・巨濟島の數回の戦も常に敗れ、殊に閑山島の戦に至つては、全く致命傷とも云ふべき打撃を受けた。

宣祖王定州に在つて、行長の平壤に入るを聞くや、急使を馳せて明に出兵を求めた。明は先づ遼東副總兵祖承訓に朝鮮を救はしめたが、彼れは日本兵の鳥銃の亂發を恐れ、忽急に退却し、次で李如松を大將とせる數萬の救援軍は平壤に向つて肉迫した、時は宣祖二十六年(文祿二年)正月七日である。是れより先き、浙江の人、沈惟敬なる者、明の兵部尙書石星に、日軍を退却せしむる策を獻じ、遊撃將軍の稱を得て來り、行長に見えて媾和の事を談じ、五十日間の休戦を約して明に歸つた。此の和約を信じ、警戒を怠りし行長は、不意に如松の襲撃に遭ひ、力戦効なく遂



碧蹄館の古戰場

に退却し、白川(黄海道)の黒田長政、開城の小早川隆景と相前後して京城に引き揚げ、秀家等と評議を凝らし、各地の諸將を呼返すに決した。其の後、勝に驕れる李如松が、京城に向つて南下せんとするを、立花宗茂・小早川隆景の兩將、寡兵を以て迎へ撃ち、碧蹄館附近に激戦したのは即ち正月二十六日で、如松は僅に身を以て逃げ去つた。尋いで秀家の使に接し、咸鏡道に在陣したる加藤清正・鍋島直茂・相良頼房等の京城に歸つたのは二月二十九日であつた。

時に日・明兩軍間に和議起り、秀吉乃ち之れを許し、南下の命を寄せたので、諸將は四月十八日より京城より撤退を開始し、同時に小西行長は、沈惟敬と、もに明の使者謝用梓・徐一貴を伴ひ、海を渡つて名護屋に赴き、それと引違ひに李如松は軍兵を率ゐて京城に入り來つた。斯くて京城の收復するや、十月一日、宣祖は漸く歸還あり、十二月に至りて李如松は本國より召還された。

日本軍の南下して、各々其の部署に着くや着かずに、秀吉は更に諸將に、晋州

城攻撃の命を發した。これ去年、日本軍の一隊が、同城を襲うて慘敗したる耻辱を雪がんとする爲めであつた。是に於て乎、加藤清正は黒田長政と謀り、數日猛烈なる攻撃を行ひ、六月二十九日遂に之れを陥落した。此の戰に参加せるは、小西行長・淺野幸長・毛利秀元・伊達政宗・宇喜多秀家・島津義弘・鍋島直茂・長曾我部元親・蜂須賀家政・立花宗茂等の諸軍六萬人、實に征韓役中の猛烈戰と云はれてゐる。

曩きに明の兩使者を伴ひ名護屋に到れる小西行長と沈惟敬とは、五月二十三日、本營に於て秀吉に謁し、和議七箇條を議定して、これを使者に交附し明に還らしめた。

晋州城攻撃後、日本軍は、蔚山・東萊・金海・巨濟に亘り、十八屯の城塞を設けて之れに據り、土民には耕種を勧め、屯田久駐の策を取り、明兵も亦た京城・大邱・南原・尙州等に駐屯して撤退はしなかつた。

明の使者還りて以來、明と朝鮮の兩廷間には幾たびも和議については交渉が行はれた。金剛山の僧惟政(松雲大師)の如きは數回加藤清正の陣中に来つて日本の意嚮を探つたこともあつた。何にせよ休戦となり、空しく日を送れる明兵は掠奪汚瀆の行を縱まにして土民を苦しめたが、之れと正反對に日本の兵士は、土民に交り鋤鎌を執つて農耕を補助する如き勤勉なるものであつた。當時、征韓の諸將は皆記室として名僧を同行した、加藤清正の日眞・清韓に於ける、小西行長の玄蘇に於ける、鍋島直茂の是琢に於ける、毛利輝元の鼎虎に於けるが、即ち其の例で、彼れ等によつて軍中の風教は大に維持せられたのである。

宣祖二十九年(慶長元年)六月となり、和議は漸く進捗を認めた。是に於て明兵は撤退を開始し、日本軍も亦た一部の將士を守備に留めて、漸次歸途に就くことゝなつた。同年四月、熹和の爲め、明は李宗城・楊方亨を正副使として日本に赴かした。宗城は釜山に到りて沈惟敬に嚇かされ、其の處より逃げ歸つたの

で、改めて楊方亨・沈惟敬を正副使とし、朝鮮よりは黃愼・朴弘長を正副使とし、共に日本に赴かしめた。而して秀吉の彼れ等を大阪城にて引見したのは九月二日である。然るに和議について、秀吉の理解と明廷の理解とに非常の相違があった。これ全く中間に立てる沈惟敬等の糊塗彌縫の策に誤られたもので、秀吉は赫怒のあまり、明の提議を斥けた。斯くの如くにして五年に亘れる所謂壬辰役も、滑稽的媾和の破裂に終り、更に秀吉は再度の出征を圖り、前役の諸將をして總軍十四萬人を率ゐしめ、慶長二年(宣祖三十年)二月出發せしむるに至つた。これを朝鮮では丁酉の亂、日本では征韓第二役とも云つてゐる。

秀吉は前役の失敗に鑑み、今回の出征については、第一、敵の海軍を撃滅すること。第二、南海岸に根據を置くこと。第三、前役に通過せざる地方を経て京城に至るべきことを以てした。

日本軍の再征の擧あらんとするや、明は朝鮮の急を救はんとして、兵部尙書祁

珍を總督に、僉知御史楊鎬を經理に、前都督麻貴を總兵官となし、十萬の大兵を送り、楊鎬は平壤に駐まり、麻貴は京城に至つて諸將を部署することに當つた。

當時朝鮮では、李舜臣は讒によりて却けられ、何等統御の才なき全羅水使元均之れに代つてゐた。それが爲め、秀吉第一の策は容易に行はれ、藤堂高虎、脇坂安治・加藤嘉明等の海軍は、元均の軍を二回までも碇泊地に襲うて、多數の戰艦を奪取し、殆ど朝鮮の海軍力を全滅に歸せしめた。

海軍の成功により、陸軍も亦た活躍を始め、三道より勇進した。乃ち宇喜多秀家・小西行長・島津義弘・蜂須賀家政等五萬人は、雲峰を略して南原に向ひ。毛利秀元・加藤清正・黒田長政・淺野幸長等の五萬人は、慶州より秋風嶺を踰えて全州に入り。小早川秀秋・山口正弘等八千人は、密陽・玄風を過ぎ忠清道に進入し、久しく處々に駐屯せるも、寒氣激烈の爲め先づ南方に退却し、清正は蔚山に、直茂は竹島に、長政は梁山に、秀家・秀元は釜山に、義弘は泗川に、立花宗

茂・有馬晴信は南海に、行長は順天に、各々城塞を築きて警備を嚴にした。尋いで明軍南下して諸城塞を攻撃し、中にも順天・蔚山・泗川の戦争は激烈を極めたが、彼れは惨敗して退却するに至つた。

是れより先き朝鮮の王廷は、海軍全滅の報に驚き、再び李舜臣を統制使に擧げ、舜臣は直ちに全羅道の西岸に赴きて、敗殘の戦艦を率ゐ、日本の海軍を珍島水道の碧波亭下に撃破した。時は宣祖三十年(慶長二年)の九月である。而して舜臣は更に戦艦を新造し、翌年八月、古今島附近に於て復た勝利を博したので、日本の海軍は遂に振はざるに至つた。

然るに同月十八日、豊臣秀吉病に罹つて薨じたるに由り、徳川家康・前田利家は、遺命を奉じて朝鮮出征の全軍を召還するに決し、撤退の令を諸將に傳送した。當時明軍は諸方の戦に敗北し、大に日本軍の猛威を怖れ、屢々使を島津義弘小西行長の許に遣はして、和を請へる際なりしを以て、日本の諸將は撤退の令を



李舜臣の祠（統營）

好期とし、十一月十日より漸次歸航に上ぼるを約したるに、明の水師提督陳璘、早くも日軍の撤退を牒知し、李舜臣をして小西行長の順天よりの退路を遮撃せしめたので、島津義弘大に之れを憂ひ、應援に赴く海上、明・鮮兩軍と露梁津にて衝突し、激戦の餘、多くの従士を失つたが、一方、朝鮮軍の猛將李舜臣は日本軍の強箭に中つて最も壯烈なる最後を遂げ、戦争の幕は全く閉ぢられた。斯くて義弘・行長等も歸還し、明軍も逐次故國に向ひ、翌三十二年（慶長四年）秋までには、八道の兵塵も始めて掃清に歸したのである。

實に秀吉の遠征は、前後七年の久しきに亘つた。これが爲め、最初企圖せる日本武威の發展も功無くして軍兵は殆ど倦み勞かれたが、併し幾ばくもなく平和と繁榮との天地に向つて、頓挫せる士氣も挽回された。一方、朝鮮としては開闢以來未曾有の災難で、上下國民の疲困は想像に餘りある。更に明國に至つては、大兵を萬里の外に動かし、其の失費莫大にして殆ど府庫を傾け盡した。他日國礎の

轉覆は、大に此の戰役にも基因するものと言はざるを得ない。而して此の戰役中、日本軍の規律嚴正なるに反し、明軍の掠奪汚瀆の行には、半島の人民は困窮して、之れを狼虎に比した程であつたが、救援の爲め明帝を煩はしたる其の恩徳に對しては、救世主として之れを尊び、明の滅亡に至るまで臣事するを怠らなかつた。

此の戰役後、朝鮮と日本との交通は全く斷絶したが、徳川家康海内を統一するや、其の斷絶は雙方に不利なるを慨き、以て之れが回復を圖らんとした。併し當時國事多端、自ら力を盡す能はざる爲め、一切の交渉を對馬の島主宗義智に委任した。是に於て義智は、慶長四年より屢々使を朝鮮に遣はし、家康の意を通じたるに、漸く宣祖三十七年(慶長九年)正使孫文或と僧惟政の日本に赴けるありて、爾後修交の爲め、所謂通信使なる者を遣はすことゝなつた。其の時代及び三使の姓名は次の如くである。

一、宣祖四十年丁未(慶長十  
二年)五月、正使呂祐吉・副使慶遷・從事官丁汝寬。修交の爲め、江戸城に於て徳川秀忠に謁し、歸途駿府に於て家康に謁す。(一行五  
百人)

一、光海君九年丁巳(元和  
三年)八月、正使吳允謙・副使朴梓・從事官李景稷。海内統一を賀する爲め、伏見城に於て秀忠に謁す。(一行四百  
二十八人)

一、仁祖二年甲子(寬永  
元年)十二月、正使鄭崑・副使姜弘重・從事官辛啓榮。將軍襲職を賀する爲め、江戸城に於て徳川家光に謁す。(一行三  
百餘人)

一、仁祖十四年丙子(寬永十  
三年)十二月、正使任統・副使金世濂・從事官黃屎。海内泰平を賀する爲め、江戸城に於て家光に謁し、又日光山に至り家康の東照廟を拜す。(一行三百  
六十餘人)

一、仁祖二十一年癸未(寬永二  
十年)七月、正使尹順之・副使趙綱・從事官申濡。世子生誕を賀する爲め、江戸城に於て家光に謁し、又日光山に至り東照廟に扃額を懸し、梵鐘を獻

ず。(一行四  
百餘人)

一、孝宗六年乙未(明曆元年)十月、正使趙珩・副使俞瑒・從事官南龍翼。將軍襲職を賀する爲め、江戸城に於て徳川家綱に謁し、又日光山に至り東照廟を拜し、家光の大猷廟に煙籠を獻ず。(一行四百八十五人)

一、肅宗八年壬戌(天和二年)八月、正使尹趾完・副使李彥綱・從事官朴慶後・將軍襲職を賀する爲め、江戸城に於て徳川綱吉に謁す。(一行四百七十三人)

一、肅宗三十七年辛卯(正徳元年)十一月、正使趙泰億・副使任守幹・從事官李邦彦。將軍襲職を賀する爲め、江戸城に於て徳川家宣に謁す。(一行四百九十四人)

一、肅宗四十五年己亥(享保四年)十月、正使洪致中・副使黃璿・從事官李明彦。將軍襲職を賀する爲め、江戸城に於て徳川吉宗に謁す。(一行四百七十五人)

一、英祖二十四年戊辰(寬延元年)六月、正使洪啓禧・副使南泰耆・從事官曹命采。將軍襲職を賀する爲め、江戸城に於て徳川家重に謁す。(一行四百七十八人)

一、英祖四十年甲申(明和元年)二月、正使趙暉・副使李仁培・從事官金相翊。將軍襲職



朝鮮仁和王ヨリ日光東照廟に獻じたる鐘

を賀する爲め、江戸城に於て徳川家治に謁す。

(一行四百  
七十七人)

一、純祖十一年辛未<sup>(文化八年)</sup>五月、正使金履喬・副使李勉求・從事官李明五。將軍徳川家齊の襲職を賀する爲め、對馬に於て、幕府の使小笠原國重・脇阪安董に應接す。

以上、約二百五年間、通信使の來聘十二回に及び、時に儀禮上の争ひも起つたが、徳川幕府は祖先家康の希望に基づき、平和政策を以て圓滿に通交すべく繼續し、朝鮮も亦た徳川氏が豊臣氏を滅ぼしたるは、朝鮮の爲めに復讐せるに同じとて大に徳川氏を徳とした。日光山に扁額、梵鐘、燈籠、などを獻じたのもそれが爲めである。然るに當時の朝鮮は、支那の威力を假りて虚勢を張り、何事も尊大に構へ、堂々として日本に入り來るを以て、幕府も勢ひ之れを送迎するに儀禮に傾き失費多く、一方貧弱なる朝鮮も亦た送使毎に物資の徵發苛酷を極め、國內に非難の聲起るに至り、遂に文化八年より對馬に於て雙方の使者會見することゝなつたが、其の後、互に國事多端と爲り、それさへも停止さるゝに至つた。

## 第五節 清國の征服

宣祖の薨後、其の次子光海君が位に即いた。然るに朝鮮の長く事へ來りし明國は、國礎既に傾き、威信將さに失墜せんとするに際し、滿洲には愛親覺羅氏の後金國興り、太祖奴爾哈赤ヌルハチ、王位に即きて勢ひ甚だ盛んに、明の邊境を侵すに至り、明廷より討伐の兵を送り、朝鮮亦た明よりの徵に應じて兵を出すに至つたが、共に大に慘敗した。其の後、光海君失政多く、爲めに廢せられて、宣祖の第五子定遠君の子宗が立つた。是れ即ち仁祖(第十代)である。王の二年、北兵使李适なる者、反逆を謀り、王は一時難を避けて公州に走るの已む無きに至つた。甲子の亂と稱するものが是れである。越えて五年、後金の太宗、兵三萬を朝鮮に入らしめ平壤を陥るに至つた。王は此の報に接し、避兵の議を決して江華島に逃れたるも、守備甚だ薄弱にして防禦し得ざるを危懼し、遂に「兩邦は稱するに兄弟の

國を以てすべし。朝鮮は金と和するも明に背かざること。等の條件を以て漸く媾和は成立した。徳川三代將軍家光が、對馬島主宗義成に命じ、鳥銃・長劍・焰硝等を朝鮮に贈り、援軍を遣はさんことを告げしは此時である。

其の後王の十年、後金は更に使を遣はし、曩きに兄弟の國と約せるを改めて、君臣の義となさんことを要求したが、當時滿洲排斥の氣焰熾んなりし朝鮮は、其の使者を接見せざるのみならず、備邊司をして宣戰の已むを得ざる理由を書したる諭文さへ八道に下さしめた。

然るに聲威益々旺盛となりし後金の太宗は、國號を改めて清と稱して、年號を崇徳と改元し、其の元年(仁祖王の十四年)十二月、太宗親ら十萬の大兵を統べて都城なる瀋陽を發し、宛も破竹の勢を以て京城に肉迫した。朝鮮の王廷では狼狽其の極に達し、嬪宮・王子は江華島に逃れ、王は世子・百官と共に南漢山城に籠り、急使を明に馳せて援助を乞ふに至つた。斯くて清軍の圍を受ること四十五日、明兵は

待てども來らず、時は嚴冬、飢と寒とに窮するの慘狀を呈し、一方江華島は清軍の爲めに陥落せらるゝ等、殆んど爲すべき策も相盡きて、王は王子とゝもに清の軍門に降伏し「朝鮮は清に對して君臣の禮を執るべし」。「朝鮮は明の年號を去り、明國との往來交通を絶ち、明國より與へられたる誥命冊印を獻納すべし」。

「朝鮮は長子及び第二子、大臣は女若しくは弟を送りて質となすべし」等の十一條件を盟約し、清軍の撤退とゝもに王は直ちに京城に還つた。實に此の太宗の親征は暴掠を逞うして蹂躪至らざるは無かつたが、國力疲弊せる半島の人民は、平牛胡虜と賤視し來りし滿洲人を、涙を呑みても拜せねばならぬ慘事に陥つた。

仁祖の薨後、次子湔が立つた是れ即ち孝宗(第十代)である。孝宗は曩きに清に質と

なり、瀋陽に在ること殆んど八年、故を以て其の屈辱を慨ぎ、耻を雪がんとする念は夢寐にも忘れ得なかつた。乃ち其の位に即くや、宋時烈・宋浚吉等の名士を採  
用して、潜に復讐を畫策する所があつたが、在位十年、遂に宿志を果さずして薨



老論の領袖宋時烈の畫像

じた。顯宗(第十代)・肅宗(第九代)にも其の志はあつた、併し何分國內には黨爭相續き又清は康熙・乾隆等の盛世となつたので、到底抵抗の實力なく、敵愾心は漸次消滅した。尤も表面公式上には清の年號を用ひてゐても、國內の私事には、崇禎(明毅宗の年號)後何年と書したのが久しかつた。

叙上の如く、仁祖の世より清に屈從するの已む無きに至つたが、併し其の時より朝鮮は意の如く領土を自由に開拓するを得た。何んとなれば清の隆盛となるに従つて、鴨綠・豆滿兩江上流に暴威を張りし女眞族は、皆滿洲に移住したるに由つて、咸南長津・咸北茂山等の奥地には、何等妨害するものも無きに至つたからである。然るに肅宗三十八年に至り、清が白頭山を調査し、威力を以て山頂より約東南一里の所に、定界碑を建てたる事より、屢々紛議を生ずる基となり、殊に李太王の時代から、李王の隆熙初年に亘つては、喧ましき間島問題さへ起るに至つた。

## 第六節 黨争と外戚の専横

李朝中世三百餘年の歴史は殆ど黨争を以て充たされてゐると云つてもよい。そして黨争は學説の争とも爲つたが、首たる目的は政權の争奪であつた。其の起源は早くより萌芽を存してゐたが、書院の盛んに興るに従つて、其の勢も益々盛んになつた。さて其の書院と稱するのは、太祖以來の國教とも謂ふべき儒學の賢哲の遺蹟について之れを祀り、其の徒を選びて事を掌らしめ、經典の道義を講究する所であつて、中宗の時、退溪李滉が紹修書院を興したのを嚆矢とする。其の後書院が處々に設けられ、元來道義を講究すべきものが、漸く變じて經書の文字を敷衍して時勢を論じ、人物を評し、遂に學派によつて政敵を作り、之れを彈劾し中傷し讒誣する場所と化するに至つた。肅宗(第十代)の時には邑として書院無きは無く、一道八九十を算するやうになつた。由來黨派の分稱は、宣祖の時沈義謙と



少論の領袖の伊搦の畫像

金孝元の不和より、東人・西人と云つたのが始であるが、後、東人分れて南人・北人となり、北人また分れて大北・小北となり、これ等の黨派は更に分れて種々の名稱の下に首領を戴き互に攘斥した。それが孝宗・顯宗時代に益々熾んに、肅宗の世、懷徳の宋時烈(尤庵)は老論の領袖、魯城の尹拯(明齋)は少論の領袖として相對立し、相爭論したるが如きは、最も激烈なるものであつた。而して各黨派の中で、南人・小北・老論・少論は四色と稱せられ、最近までも繼續した。

英祖(第二十代)は其の名の如く英主であつて、其の調停に努められたが、到底根本から芟除するを得なかつた。實に黨争は、王位の廢立、殘暴なる殺戮、限り無き疑獄の因をも作つて、國家の進展に大なる障礙を爲した。斯くの如く黨派の争鬪絶えざりし爲めに、大官の更迭頻繁となり、政務は貪吏の手に委ねられ、其の苛斂誅求なるに従つて、國民は常に塗炭の苦に煩悶した。

英祖薨じて其の孫サ祚が立つた。即ち是れ正祖である。正祖は前代の英祖と、も

に、天資聰明、意を治民に致し、積弊たる黨争は根本より芟除し得なかつたにせよ、半島の文化は此の兩王の時に於て復興の光を現はした。

是れより先き外戚の跋扈は、明宗の時に於て甚しく爾來殆ど迹を絶つたが、正祖薨後、純祖(第二十代) 歳僅に十一を以て立ち、英祖の王妃金氏、簾を垂れて政を聽くに及んで漸く專横の端を啓き、次に憲宗(第二十代) 亦た八歳の幼齡を以て立ちしが、王の庸暗羸弱なるに乗じ、純祖の王妃金氏政權を執り、且つ王が二十三にて薨じたるに因り、次王哲宗(第二十代) の代にまで及んだ。哲宗薨じて嗣なく、よつて憲宗の父昊の妃趙氏は英祖の玄孫昱應の子熙を迎へて政權を預からんとした。昱應は即ち所謂大院君である。當時趙氏の外、憲宗の王妃洪氏、哲宗の王妃金氏がゐて、各々勢力を振はんとしたが、大院君は趙氏の命によつて政權を握り、其の勇敢果斷の性は、何んの顧慮も無く、大に黜陟を行ひ、外戚の專横を壓し、書院を毀ちて黨争の積弊を除き、四色平等を聲明して、人材を選用し、頓に政界

の面目を改革するに至つた。併し景福宮造營の爲め、貧弱なる國帑を空費し、民衆を苦めたる如きは、暴政と言はざるを得ない。

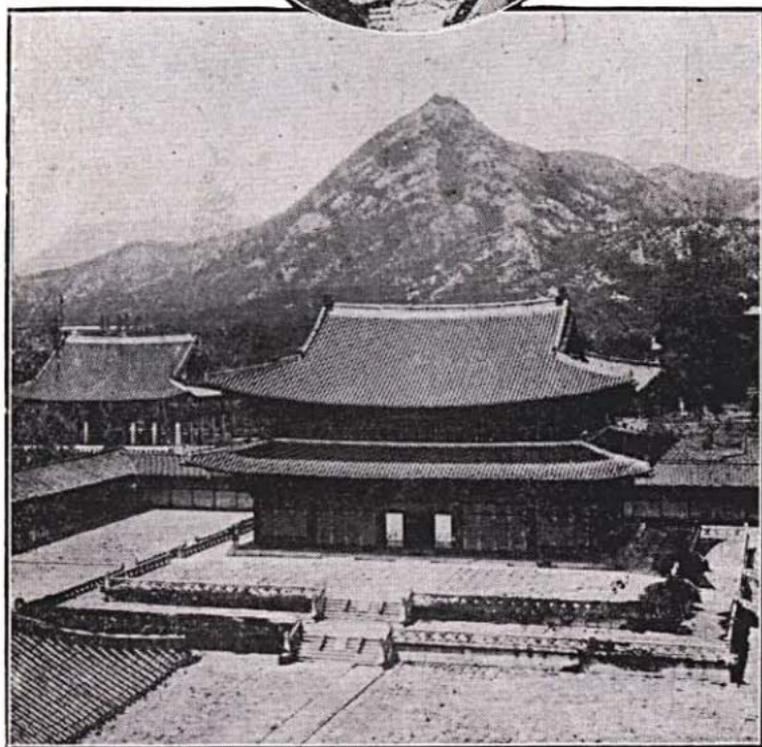
## 第七節 日本の修交々渉

朝鮮が舊習を脱せず、依然として鎖國攘夷の主義を頑守しつゝあつた間に、日本は宇内の大勢に鑑み開國進取の國是を以て、駸々として發展し、維新の大業は成就された。乃ち王政古に復するや、明治元年、政府は朝鮮に對する方針を議定し、徳川幕府時代、常に朝鮮の交渉に當りし對馬の藩主宗義達(後ち重正と改む)に命じて萬機これより朝廷より出づる旨を告ぐると、久しく斷絶しむたる隣交を修むべき交渉の任に當らしむることゝした。因つて義達は先づ朝鮮の禮曹參判に書を致し、尋いで其の十二月、使を釜山の草梁公館に赴かしめた。乃ち當時の書は次の如くである。

日本國左近衛少將平朝臣義達。奉書朝鮮國禮曹參判公閣下

本朝頃時勢一變。政權一歸皇室。在貴國隣誼固厚。豈不欣然哉。近差別使具陳顛末不贅于茲。不佞嚮奉勅朝京師。朝廷特褒舊勳加爵。進官左近衛少將。更命交隣職。永傳不朽。又賜證明印記。要之兩國交際益厚。我信永遠罔渝。叡慮所在。感佩曷極。今般別使書翰押新印。以表朝廷誠意。貴國亦宜領可。舊來受國書事。其原由出厚誼所存。則有不可容易改者。雖然即是係朝廷特命。豈有以私害公之理。卽不佞情實至此。貴朝幸垂體諒。所深望也。

然るに朝鮮にては、義達の書翰、及び使の齎したる日本政府の國書の寫を見るや、皇室・朝廷・皇上・奉勅等の文字あるを異なりとし、皇室と云ひ、朝廷と云ふは、彼れが臣事する支那のみの稱にして、日本何んぞ皇帝あるべき理あらんやとて、頑強にも使を引接せず、懇篤なる告知を受理せず、一切の求めに應じなかつた。



(圖下)殿政勤の内宮福景と(圖上)君院大

當時、朝鮮は國王熙、年尙ほ幼にして、李昱シオウ應代つて政を攝して居た。昱應は即ち王の生父大院君である。天資豪邁守舊の念頗る強く、曩(慶應二年)に佛艦を江華島より撃退したるを誇り、意氣昂然として鎖國政策を固執すること甚だしく、使者の説論を全く峻拒し、交渉遷延、空しく淹留して年を越ゆるに至つた。後二年日本政府は、更に外務省官吏佐田伯茅・森山茂を釜山に遣はして、前書拒絶の理由を詰問せしめたが、亦た遂に其の意を得ず、歸來、伯茅は大に征韓の議論を主張した。併し政府は尙ほ事を平和に處せんとし、同九月、外務權少丞吉岡弘毅等に命じて釜山に赴かしめ、以て交渉に従はしめたが、東萊府使は面接さへもしなかつた。是に於て五年一月、對馬舊藩主宗重正を外務大丞となし、周旋せしめたが、彼れ尙ほ幕府時代に於ける宗氏との約條を固執し、何等應ずる所がなかつた。尋いで九月、外務大丞花房義質往きて、對馬の歳貢船を停め、我が民の自由に通交するを説いたが、彼れ又何の答もせず、踰えて六年、排日熱は益々熾ん

に、東萊府使は日本の公館の門監及び通事等の任に在る韓人等に傳令書を發し、大に其の國人を煽動した。其の文辭中には、「其變形易俗。此則不可謂日本人。不可許其來往我境。所騎船隻。若非日本舊様。則亦不可許入我境」と云ひ「近見彼人所爲。可謂無法之國」と云へる語ありて、日本人の洋服を着け、汽船に乗るをさへ侮り、傲慢無禮の語を極め、居留民を抑厭した、めに其の困情名狀すべからざるものがあつた。此等の報遠く東京の政府に達するや、數年以來隱伏したる征韓論は、上下に喧囂たるに至つた。時に陸軍大將兼參議たりし西郷隆盛は、自ら奮つて韓國に使い事を決せんと主張して、參議後藤象二郎・板垣退助・江藤新平等之れに賛し、大政大臣三條實美大に其の處置に苦しみしも、廟議遂に西郷を特派大使として、韓廷に派遣する事に決定せしが、時に歐米巡遊中なりし右大臣岩倉具視等一行歸朝するありて、大にこれに反對して曰ふ、事や甚だ可なるに似たり、然れども、使節を發する日は是れ戰を決するの日なり、今や維新の皇謨漸く

成りて僅かに四五年、國基未だ堅からず、政理未だ整はず、尙ほ宜しく内を治むべく、輕々しく事を外に圖るべき秋にあらず」と、參議大久保利通・木戸孝允・大隈重信等は乃ち之れに左袒した。是に於て乎議論沸騰容易に決せざりしも、遂に内治黨の勝を制するところとなり、隆盛先づ辭表を呈し、後藤・板垣・江藤及び外務卿參議副島種臣等、相踵いで官を辭するに至つた。他日岩倉の遭難、佐賀・鹿兒島の暴動、大久保の暗殺等は、其の原因皆この對韓の事件に存在するのである。

## 第八節 江華島事件

沸騰せる征韓論も一旦落著し、日本政府は朝鮮に對し非干涉主義を取つたが、尙ほ溫和的に修好の解決を試みんとした。會ま李太王の十二年（明治八年八月）に至り、江華島に於て、日本軍艦雲揚號の、朝鮮砲臺より砲撃せらるゝの事件が起つた。

初め雲揚艦は清國牛莊に赴かんとして、途に朝鮮の近海を過ぎ偶ま淡水の缺乏を告げし爲め、漢江口に投錨し、端艇を下して水を江華島に求めんとした、然るに砲臺の戍兵、俄に砲火を發して要撃する急なるに由り、艦長井上良馨は、直ちに之れに應射して、忽ち其の砲臺を陥れ、悉く兵器を收め、歸つて狀を政府に報じた。是に於て國論復たも沸騰したが、政府は尙ほ善隣の交を望み、平和の裏に良好なる結局を期し此の暴舉に遭ふも、彼れにして和好を修め、貿易を開くの求めに従はゞ、我が國旗の受けたる汚れを雪ぐべしと、乃ち明治九年二月、參議黒田清隆を特命全權辨理大臣、議官井上馨を同副大臣に任じ、艦隊を以て朝鮮に派遣し、國書拒絶・軍艦砲撃の事を詰り、修好の條規を示して其の回答を促した。然るに當時、大院君尙ほ鎖國主義を持して動かざりしも、閔族は稍々開國主義に傾き居たるを以て、廷議遷延して決せず、大使等憤然袂を拂つて歸國せんとするに臨み、始めて廷議を決し、和親條約を締結した。此の條約に調印したのは、判中



(館使公本日の初最鮮朝) 館水清の外門大西城京

樞府事申櫓・都摠府副摠官尹滋承であつた。

是に於て朝鮮政府は、同年五月、禮曹參議金綺秀を修信使として日本に派し、江華島の失擧を謝せしむると、もに修好の意を致した。

實に是れ純祖十一年(日本文化八年)通信使金履喬等が、對馬に行きてより以來、正に六十五年にして日韓の修好は舊に復したのである。

李太王十五年(明治十年九月)、外務大書記官花房義質は代理公使を兼ねて朝鮮に派遣せられ、越えて明治十三年、辦理公使に陞任して京城に駐筭し、西大門外の清水館を以て最初の公使館とした。

當時、館員の一人、石幡貞は、能文の士であつた。乃ち清水館の梗概を記して曰ふ。「館内の正面を西爽軒と曰ふ、公使、館せり。左を天然亭と爲す、右に四字あり、隨員及び差備官・通事これを含みます。背後の一樹を清遠閣と曰ふ、以て遊息に供す。地、市街に接して門塀圍み劃し、臭穢耳目に接せず、稍々灑脫と爲す。但、屋宇

狭小、各房離れ立ち、事を執るに便ならず(中略)或は清遠閣に登り、曠然自ら放會す。

砧聲四方に起り、人をして悽然として懷を起さしむ」云、而して當時京城には、日本人の來往が無かつたので、門内の寂寥たるには似ず、鮮人は常に門前に蟻集して、路上に群がり、出入すれば衣を引き髪を挑ぶり、携帶品を玩ぶ等喧嘩を極めたまのこみである。今は清水館は撤せられ、天然亭のみが残つてゐる。

斯くて朝鮮は、條約の規程に従ひ、新たに元山・仁川の兩港を開き、西洋の文物は日本を経て輸入せらるゝに至つた。

### 第九節 壬午(明治十 五年)の變

既に朝鮮、日本と通商條約を締結して開國政策を實行したれば、鎖國主義を固執したりし大院君の勢力は全く失墜し、密かに保守黨を糾合して機を待つ久しかつた。一方、開化黨なる外戚閔氏の徒は、勢力を得て益々横暴を極むるに至り、

兵曹判書閔謙鎬の如きは、京城六衛兵丁の俸給を私し、數月與へざりしを以て、兵丁大に憤慨し遂に之れを大院君に訴へた。大院君は即ち之れを機として、權勢を復せんと欲し、兵丁を勵まして曰ふ「汝等に俸給を與へざるは閔妃の貪慾のみ、閔族の專恣のみ、我れ必ず汝等を助けん、汝等宜しく王廷に行き其の毒根を抜くべし」と兵丁等忽ち煽動の言に應じ、先づ多くの權臣を殺戮し、進んで王宮に闖入す、閔妃遁れて忠清道長湖院に向ふ。尋いで暴徒は更に日本公使館を襲ひ、火を近隣に放つた。これ實に李太王十九年、乃ち明治十五年七月二十三日である。而かも使館の人員僅に二十餘人、遂に守るべからず、公使花房義質乃ち館員を團束し、圍を突いて大街に出で遂に仁川に退き、舟を艤して漸く暴徒の追撃を脱れ、偶ま英國測量艦に救はれて長崎に到るを得た。是に於て大院君一旦朝に立ち政柄を執り閔族を斥けた。之れを壬午の變と云ふ。

此の變報東京に達するや、外務卿井上馨自ら馬關に至り、命を義質に授け、軍

艦に搭じて急に朝鮮に赴かした。時に金允植、使して天津に在り、本國の報を聞きて救を李鴻章に求めた。李鴻章は即ち吳長慶・袁世凱に兵を授け、軍艦を發して朝鮮に向はしめ、斯くて日清兩國の軍艦は相前後して仁川に到着した。義質乃ち國王に見えて、要求の簡條を開陳せるも、大院君等の守舊派政を行ひて、何等善後の事を議するの意無く、義質大に憤り、決然京城を去つて仁川に退いた。一方、清國の吳長慶等は、大院君の頑冥の爲め、萬一日韓交渉破裂せば、不利を自國に來たさんを虞れ、急に大院君を拉して本國に還つた。斯くして京城は忽ち靜穩に、政權復た閔族に歸し、王廷の意向一變して俄に李裕元・金宏集を全權委員となして仁川に派し、八月三十日遂に條約の調印を見るに至つた。是れ所謂濟物浦條約である。

## 第十節 甲申(明治十)の變

七年

濟物浦條約既に成り、越えて十月、朴泳孝を修信大使、金晩植を副使として日本に派遣し、事始めて靜平に歸するを得た。此の一行には徐光範・閔泳翊・金玉均等も随つた。而して彼等一行は、日本の維新の洪謨既に顯著にして泰西の學術盛んに行はれ、社會萬般の事物、日新の進境を呈するを目撃し、中にも泳孝・玉均は國に歸るや、日本の正義を重んじ、小弱を憐み、獨立扶植の外、他志無きを陳べ、國家富強の計をなさんには日本に倣ふべきを主張した。

翌李太王二十年(明治十  
六年)日本政府は竹添進一郎を辨理公使に任じ京城に赴かした。曩きに日本は一大隊の兵員を駐屯せしめたが、漸次其數を減じ、單に公使館を護るべく一中隊となした。然るに清國は袁世凱に二千餘人の兵を擁せしめ、京城に在つて閔氏を助け、益々其の勢力を半島に布かんとした。而して所謂事大黨たる閔族は、己が地位を保たんとして、大に清國に依附するに努めた。此の間に在りて未だ意を得ざる開進黨たる金玉均・朴泳孝等は、深く日本公使と結托

し、竊かに機の熟するを待つたのであつた。

會々明治十七年(李太王二十一年)清國は安南の事を以て佛國と難を構へ、砲火の間に見ゆるに至り、戰甚だ利無く、爲めに事大黨は動搖せざるを得なかつた。開進黨は即ち其の機に乗じて事を擧げんとし、十二月四日、郵政局新たに成り、其の開業の式宴上、大官知名の士の會せるを窺ひ、俄に起ちて火を放ち、騷擾の裡に事大黨の領袖數人を刺殺し、王城に據るに至つた。而して金玉均等、王命を以て日本公使に囑し、兵を率ゐて宮闕を衛らしめ、翌日開進黨の内閣を組織した。然るに六日未明、袁世凱は、閔氏の餘黨と兵を提げて王宮に亂入し、日本の軍隊に對つて戰を挑むに至つた。而かも公使は、宮闕内に砲火を交ゆるの非なるを知り、王を安全の地に移し、一旦公使館に引揚げた。此の夜、公使館は清兵の爲めに襲はれ、居留民の慘殺せられし者も多く、陸軍大尉磯林眞三等も亦た此の難に殉じた。公使は國旗を撤し、其の兵を引て仁川に去り、金・朴等は相率ゐて日本に亡



李 太 王 熙 殿 下

命した。これを甲申の變と云ふのである。公使は即ち使を馳せて變を政府に報じた。當時國論亦た沸騰したが、政府は依然平和の策を持し、外務卿井上馨を特派全權大使と爲し、陸軍中將高島鞞之助・海軍少將樺山資紀を伴ひて、翌年一月京城に入り難なく事局を收めしめた。併し朝鮮に對する事局は收つたものゝ、實際此の事件の對手は清國軍隊である。由つて更に同國政府に交渉するのが緊要であつた。是に於て三月、參議伊藤博文を全權大臣に任じて發遣せられ、當時北京駐劄公使として、清廷の爲め重視せられ居たる榎本武揚と共に李鴻章と天津に會同し、協商條約を締結した。これ所謂天津條約なるものであつて、即ち三條より成てつゐた。

各奉ズル所ノ諭旨ニ遵ヒ、公會議シ、專條ヲ訂正シ、以テ和誼を敦クス、有ル所ノ約款左ニ臚列ス。

一 議定ス。中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ護衛スルノ

兵辨ヲ撤ス。畫押蓋印ノ日ヨリ起リ四個月ヲ以テ期トシ、限内ニ各數ヲ盡シテ撤回スルヲ行ヒ、以テ兩國滋端ノ虞アルコトヲ免カル。中國ノ兵ハ馬山浦ヨリ撤去シ、日本國ノ兵ハ仁川港ヨリ撤去ス。

一 兩國均シク允ス。朝鮮國王ニ勸メ兵士ヲ教練シ、以テ自ラ治安ヲ護スルニ足ラシム。又朝鮮國王ニ由リ他ノ外國ノ武辨一人或ハ數人ヲ選備シ、委スルニ教練ノ事ヲ以テス。嗣後日・中兩國、均シク員ヲ派シ、朝鮮ニ在リテ教練スルコト勿ラン。

一 將來朝鮮國若シ變亂重大ノ事件アリテ、日・中兩國、或ハ一國、兵ヲ派スルヲ要スルトキハ、應サニ先ツ互ニ行文知照スベシ、其ノ事定マルニ及ンデハ、仍即チ撤回シ再ヒ留防セス。

斯の如くにして兩國の兵は朝鮮より撤回したが、後年清國は此の條約に違反したるが因を爲し、遂に兩國間に大戦争が開かれた。

## 第十一節 防穀令事件と金玉均刺殺

天津條約によつて日清兩國は速に撤兵したるが、是れより朝鮮に於ける日本の勢力は頓に衰へた。之れに反して開進黨を失敗せしめて復興したる事大黨と、もに、清國の威勢は益々増長し、彼の暴亂の當事者たる袁世凱を以て朝鮮政府の監視に當らしめ、朝鮮政府も亦た努めて其の意を承けて事を處するに至り、最早朝鮮は名實共に清國の附庸たる觀があつた。日本在野の士は之れを知りて悲憤慷慨せざるは無く、遂に明治十八年、大井憲太郎等が朝鮮亡命の士と相謀り、事大黨の領袖を殪さんとして露顯したる所謂大阪事件なるものさへ起つた。是より朝鮮の上下、日本を侮慢する益々甚だしく、商業・漁業に従事せる居留民等の不利を被むることも多かつた。殊に其の甚だしきは李太王の二十六年、乃ち明治二十二年、防穀令なるものを出して、日本商人を苦境に陥らしめし事であつた。由來朝

鮮政府が日本に對して米穀輸出の禁止を行ひ得るは、水害或は兵擾等の事あつて、國內缺食を致す虞ある時に限られ、其の發令の方法も、兩國貿易規定に明記する所である。然るを其の規定を無視して發令し、啻に日本商人を苦境に陥らせたるのみならず、其の令に従はざる同國民は嚴刑に處した。是れに就て日・韓兩政府の談判容易に解決せず、引いて四年の久しきに亘つた。時の辨理公使大石正己は、彼れの優柔にして糊塗曖昧の所爲を慨し、斷然國旗を收め歸途に上ばらんとしたるを以て、遂に償金を出して日本に謝する所があつた。更に清・韓兩國が共同して日本を輕侮したる甚だしきものは金玉均の刺殺である。

金玉均は朝鮮に於ける開進黨の領袖で、日本と最も親密の關係を持してゐた。

甲申の變後、朴泳孝と、もに日本に亡命し、岩田周策なる姓名を以て、莊嚴なる日本國法の保護の下に、事大黨たる閔族の毒手を免かれ、日本人の義俠に依つて安住するを得た。然るに朝鮮政府は玉均の世に在るを忌み、竊かに重賞を懸けて刺



客を日本に送ること數回、而かも事毎に成らざりしが、遂に明治二十七年(李太王三十一年)三月に、洪鍾宇なる者、玉均を欺きて清國上海に誘出し、其の二十八日、不意に狙撃して之れを斃殺した。而して清國政府は軍艦威遠號に玉均の屍體と鍾宇とを載せて仁川に送り、鍾宇は韓廷に歓迎せられ、玉均の屍は大逆無道の罪を擬し、楊花鎮頭に於て更に極刑を加へ、其の首肢を八道に梟示し、軀幹は漢江の淵に投ずるに至つた。これ實に日本を侮辱せるもので、國內の志士は悉く憤慨し血涙を灑がざるものは無かつた。

## 第十二節 東學黨の蜂起と日清戰爭

金玉均の首肢、八道に梟示せらるゝや、恰も其の際東學黨が蜂起した。抑も東學黨は、哲宗の十二年(文久元年)、慶州の人崔濟愚が布徳文を製し、四方に頒つたのを始めとする。而して其の東學と稱したのは天主教即ち西教に對したもので、教

義としては、儒教・佛教・道教の三者の長所を取ると云ふのであつた。其の説く所は簡明平易、極めて人心に入りやすく、従つて信徒は八道に蔓延した。崔濟愚は異端邪説の罪を以て李太王の元年(元治元年)獄死したが、其の弟子崔時亨は第二世、又其の弟子、孫秉熙は第三世教主となつた。當時朝鮮の政綱紊亂して、閔族勢力を専らにし、地方官憲、名を東學黨撲滅に假りて、民の貨財を掠むる甚だしきものがあつた。是に於て乎、教徒等は教祖の冤を雪ぎ貪官汚吏を斥けんとし、倭奴洋夷を攘ふを名として起り、有司を殺し、官衙を毀ち、倉廩を發く等の行爲を以て、漢江以南の三道に亘り其の勢猖獗を極め、將さに京城に迫らんとした。これが爲め韓廷大に鎮撫に苦しみ、遂に書を清國に送り、速に征討せんことを嘆願した。是に於て李鴻章は、好機失ふべからずとなし、踵を旋らさずして其の兵を發し、一方日本政府に對ひ、朝鮮を援くるは是れ清國が屬邦を保護するの舊慣なりと稱して行文知照した。蓋し李鴻章の意、以爲らく、今や日本政府は議會と軋轢

す、到底外邦に用ゆる餘力なからん、我が朝鮮王位を廢立するは方さに此の時に在りと。何んぞ圖らん、日本政府は即ち之れに答ふるに、我れは朝鮮を以て清國の屬邦と認めず、我れ亦た在留邦人保護の爲めに軍隊を派遣すべきを以てし、適ま賜暇歸朝中なる公使大島圭介をして急遽出發せしめ、踵いで陸軍少將大島義昌は混成旅團を統率して京城に來り、諸隊亦た陸續として渡鮮した。斯くも不意に日本の精兵威容を具して來つたので、韓廷大に驚愕し袁世凱と相圖り、俄に内亂鎮定せりとの口實を以て日兵の撤退を促した。されど日本は、賊徒の影を隠せるは外兵を恐れし爲めで、眞の鎮定にはあらず、且つ内亂の起れる原因は、政綱紊亂苛斂誅求に原因すれば、これが釐革を見るまでは、日清兩兵駐在するの要を主張したが、韓廷は袁世凱の教唆に依つて何等内政を釐革しなかつた。是に於て大島公使はすべての情弊を除くの要を看破し、先づ屬邦を保護すと稱して來れる清兵を逐ひ、自主獨立の實を明にすべきを韓廷に勸告したので、形勢漸く非なるを

見たる袁世凱は、裝を變じて密かに仁川より軍艦に乗じて歸國した。是に於て韓廷の形勢は一變し、大院君は國王の召に應じて直ちに内閣の更迭を行ひ、政府は自主獨立と矛盾せる清國との條約を廢棄し、牙山に駐屯せる清兵の撤退を日本公使に托したので、忽ち成歡の戰となり、神聖なる宣戰の詔勅は日本天皇陛下より發せられ、日清大戰役の序幕は開かれた。實に是れ明治二十七年八月一日である。斯くて東學黨は聲を潜め、日本海陸の精兵は、平壤に、海洋島に、九連城に連戰連勝し、旅順を陥れ、威海衛を毀ち、將さに直隸平野に決戰して、國都北京を衝かんとするに至り、清國乃ち地を割き、金を償ひて和を求めたので、日本は内閣總理大臣伊藤博文・外務大臣陸奥宗光を全權辨理大臣とし、彼の欽差頭等全權大臣李鴻章と馬關に會同妥議の後、李太王三十五年、即ち明治二十八年四月十七日、和親條約を締結し、其の第一條に於て清國をして朝鮮の獨立を確認せしめ、日本の大義を世界に顯彰するを得た。

### 第十三節 露國勢力の盛衰

朝鮮と清國との宗屬的關係は、日清大戰の結果に依つて全く斷絶したのであるが、又も一強國は勢力を半島に逞うするに至つた。これ乃ち鶯旗を東亞の天地に翻へさんとしたる露國である。露國の始めて朝鮮と通商條約を結んだのは、明治十八年(李太王二十一年)であつた。爾來公使ウエバーは、大に閔妃の信賴を得て、深く排日派たる閔族と結託してゐた。日本政府は、清國に對つて宣戰の詔勅發せらるゝや間も無く、金三百萬圓を朝鮮に貸與して、内治の蠶革を行はしめ、政府の各部には、日本人を顧問として招聘したのも多かつた。斯る次第で、ウエバーの胸中嫉妬の焰は燃えんとしてゐたのである。而して日清役の和既に成り、尋いで三國干涉の爲め、日本が遼東を還附するや、閔妃は次第に日本を輕蔑し、明治二十八年(李太王三十三年)七月、竊かにウエバーと結び、日本勢力の全滅を計畫し、大に親日黨

を捕縛せんとした。親日黨は早くも之れを識り、先だつて事を擧ぐるに如かずと爲し、曩に一旦失脚して雲峴宮裡に怏々たりし大院君の入闕を促し、十月八日之れを擁して王城に入るや、宮内紛亂を極め、閔妃は爲めに何者かの凶刃の下に殞落せられた。是より形勢一變し、日本が朝鮮の獨立と開發に盡したる誠意は認められず、勢力漸く墜ちんとし、却つてウエバーの竦腕を振はしむるに至つた。ウエバーは閔妃の殘黨を教唆し、明治二十九年二月十一日、遂に國王・世子及び其の妃を公使館に移し、悉く親日派の政權を解かしめ、兵を以て國王を擁し、鴨綠江沿岸の森林伐採權を獲得し、又軍隊の訓練、財政の監督等、萬機を其の掌裡に收めんとした。然るに日本政府は公使の暴逆を以て、朝鮮獨立上大に危惧する所があつたが、姑らく之を隱忍して其の衝突を避けてゐた。會々同年五月、露國皇帝戴冠式を莫斯科に擧ぐるに當り、山縣有朋特派大使として彼の地に赴けるを好機とし、日露協商なるものを締結し、兩國共同して朝鮮の政治及び財政の助力勸

告者たるべきを約定した。翌三十年二月、國王は慶運宮に歸られ、次で八月、光武と建元し、十月十二日を以て、國王は圓丘壇に於て皇帝即位式を擧げ、國號を大韓と改められた。(翌光武二年、大院君は薨去せられた)是に於て獨立國たるの體面を整ふるを觀たが、併し露國は尙ほ韓廷を脅迫すること多く、遂に排露の風は半島内に充滿した。

然るに露國は遼東半島の旅順・大連を清國より租借して、滿洲の經營に急を要する爲め、姑らく朝鮮より手を收めたが、明治三十六年、更に鴨綠江沿岸森林伐採權の實行を告げ、俄に多數に兵隊を率ゐて龍巖浦を占領し、其の租借を求めて頻りに軍事的設備に努め、北韓の境土を壓迫した、斯くの如く滿・韓兩域を侵害し、東洋の平和を害する虞あるを以て、日本政府は屢々露國に對つて反省を促し、相互の利益を友誼的に調理せんとしたるにも拘はらず、彼れの野心は止むべくも無く、益々驕傲暴慢の行爲を逞うするのみであつた。是に於て世界平和の爲め耐忍したる日本政府も、干戈に訴いて彼れを懲すに如がすとの議に決し、宣戰

の詔勅は發せられた。時は維れ明治三十七年二月十日である。而して此の宣戰の  
渙發あるや十餘日を経て日韓兩國政府は左の議定書を交換した。

大日本帝國皇帝陛下ノ特命全權公使林權助、及大韓帝國皇帝陛下ノ外務大臣臨時署  
理陸軍參將李址鎔ハ、各相當ノ委任ヲ受ケ、左ノ條款ヲ協定ス。

第一條 日韓兩國間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ、東洋ノ平和ヲ確立スル爲メ、大韓  
帝國政府ハ大日本帝國政府ヲ確信シ、施設ノ改善ニ關シ其ノ忠告ヲ容ルルコト

第二條 大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ皇室ヲ確實ナル親誼ヲ以テ安全康寧ナラシムル  
コト。

第三條 大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ獨立及領土保全ヲ確實ニ保障スルコト。

第四條 第三國ノ侵害ニヨリ、若クハ内亂ノ爲メ、大韓帝國ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ  
保全ニ危險アル場合ハ、大日本帝國政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ル可シ、而シテ

大韓帝國政府ハ右大日本帝國政府ノ行動ヲ容易ナラシムルタメ、十分便宜ヲ與フル

コト。

第五條 兩國政府ハ相互ニ承認ヲ經ズシテ、約束協約ノ主意ニ違反スヘキ協約ヲ第三國トノ間ニ訂立スルコトヲ得ザルコト。

第六條 本協約ニ關スル未悉ノ細條ハ、大日本帝國代表者大韓國帝國外務大臣トノ間ニ臨機協定スルコト。

尋いで韓國政府は是れまで施行し來りし露國との一切の條約を破棄するを宣告し、在野の志士宋秉畯・李容九等は、舊來の親日黨を糾合し、一進會を組織して以て國論を喚起し、又政府は日本人を財政顧問として招聘し、内政・外交の改善に歩を進めた。而して一方、日本軍は到る處に連戰連勝し、露國の勢力を半島より驅逐し、翌年一月には、彼れが金城鐵壁と恃める旅順要塞をも陥れ、次で奉天に大捷し、對馬海峽に艦隊を撃沈する等、滿韓に瀾漫したる殺氣妖氛を一掃した。斯くて明治三十八年九月、日露媾和條約成り、露國をして、日本が韓國に於

て政事上、軍事上及び經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、且つ日本政府が韓國に於て必要と認むる指導保護及び監理の措置を執るに當りて、之を沮礙し、干涉すべからざるを約せしめ、以て韓國に對する地位を明かにした。

#### 第十四節 統監政治

明治三十八年九月、日露媾和條約成立の結果、日本の韓國に對する地位は明かにされたが、これに就きて協議の必要上、同年十一月、樞密院議長伊藤博文の派遣となり、博文は韓帝に見えて、大に説く所あり、先づ外交權に關する協約を結んだ。乃ち次の如くであつて、日本は公使林權助、韓國は外務大臣朴齊純其の全權に當つた。

日本國政府及韓國政府ハ、兩帝國ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシムコトヲ欲シ、韓國ノ富強ノ實ヲ認ムル時ニ至ル迄、此目的ヲ以テ、左ノ條款ヲ約定セリ。



伊 藤 純 監

第一條 日本國政府ハ、在東京外務省ニ由リ、今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務ヲ  
監理指揮スヘク、本國ノ外交代表者及領事ハ、外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利益ヲ保  
護スヘシ。

第二條 日本國政府ハ、韓國ト他國トノ間ニ現存スル條約ノ實行ヲ全ウスルノ任ニ當  
リ、韓國政府ハ、今後日本政府ノ仲介ニ由ラスシテ、國際條約性質ヲ有スル何等ノ  
條約若ハ約束ヲナササルコトヲ約ス。

第三條 日本國政府ハ、其代表者トシテ、韓國皇帝陛下ノ闕下ニ、一名ノ統監（レジ  
デント、ゼネラル）ヲ置ク、統監ハ専ラ外交ニ關スル事項ヲ管理スル爲、京城ニ駐  
在シ、親シク韓國皇帝陛下ニ内謁スルノ權利ヲ有ス。

日本國政府ハ、又韓國ノ各開港場、及其他日本國政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官（レ  
ジデント）ヲ置クノ權利ヲ有ス、理事官ハ、統監ノ指揮ノ下ニ、從來在韓國日本領  
事ニ屬シタル一切ノ職權ヲ執行シ、並本協約ノ條款ヲ完全ニ實行スル爲、必要トス

ヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ

第四條 日本國ト韓國トノ間ニ現在スル條約及約束ハ、本協約ニ牴觸セサル限、總テ其効力ヲ繼續スルモノトス。

第五條 日本國政府ハ、韓國皇室ノ安寧ト尊嚴ヲ維持スルコトヲ保證ス。

日本政府は、乃ち其の第三條に基き、京城なる帝國公使館を撤廢して統監府を置き、理事廳を釜山・馬山・群山・木浦・京城・仁川・平壤・鎮南浦・元山及城津の十一箇所（後ち大邱・新義州・清津の三を加ふ）に設けた。尋いで伊藤博文統監に任せられ。かくて韓國は全く日本の保護國と爲つた。然るに明治四十年六月、露國皇帝首唱の下に、萬國平和會議の和蘭海牙（ヘイグ）に開かるゝや、李相高・李儁・李瑋鐘なる者、韓帝の密旨を奉ずとて、會議に參列せん事を求めた。然るに日本が韓國外交權を有して居る以上、彼れ等の派遣せらるべき理由は無く、又參列するの權利もあらず、列國委員は敢て彼等の言を容れなかつたが、韓廷は震駭し、皇帝は退位の已む無

きを認め、遂に其の十九日、位を皇太子（後ちの李王殿下）に譲られた。新皇帝は改元して隆熙とされた。斯る韓廷の有様なるを以て、日本政府は更に、統監伊藤博文、内閣總理大臣李完用調印の下に、左の協約を結び、統監は内政をも指導することゝなつた。

日本國政府及ヒ韓國政府ハ、速ニ韓國ノ富強ヲ圖リ、韓國民ノ幸福ヲ増進セントスルノ目的ヲ以テ、左ノ條約ヲ約定セリ。

第一條 韓國政府ハ、施政改善ニ關シ統監ノ指導ヲ受クル事。

第二條 韓國政府ノ法令ノ制定及重要ナル行政上ノ處分ハ、豫メ統監ノ承認ヲ經ル事。

第三條 韓國ノ司法事務ハ、普通行政事務ト之ヲ區別スル事。

第四條 韓國高等官吏ノ任免ハ、統監ノ同意ヲ以テ之ヲ行フ事。

第五條 韓國政府ハ、統監ノ推薦スル日本人ヲ韓國官吏ニ任命スル事。

## 第六條 韓國政府ハ、統監ノ同意ナクシテ、外國人ヲ傭聘セザル事。

外交權は既に統監の有する處、更に内政を統監の指導に俟つに至り、天下の大英雄伊藤博文は其の經綸の才を以て益々扶掖啓發の任に當り、苛斂誅求の風漸くえ、弊政は刷新せらるゝの機運に達した。殊に明治四十年十月、日本皇太子嘉絕仁親王(即ち大正天皇陛下)は明治天皇の聖意を奉じ、韓國皇室を訪ひ給ふに至り、實に韓國上下は、有史以來の盛舉として、兩國間積年の疑團を氷解し、誠意を盡して奉迎した。尋いて之れを機會に、韓國皇帝は皇太子英親王の教育を日本皇室に委託することとなり。同十二月伊藤統監ととも東京に到着あり、兩國の關係益々親密を見るに至つた。

明治四十二年(隆熙三年)一月、皇帝は南は釜山、西は新義州に巡幸あつた。李朝五百餘年間、國王は兵亂によつて蒙塵せられた事はある。併し域内を巡幸された例は無い。此の舊慣を破つて行はれたのは、伊藤統監の進言に基する。統監は始終



曾 禰 統 監

扈從して補翼の任に當り、日本の誠意を沿道の民衆に説示した、民衆は皆な涙を流して無量の感激に咽んだのである。當時統監は左の詩を作つた。

翠華破曉出宸宮。冒此寒威勞聖躬。若使蒼生浴恩露。人間到處不春風。

伊藤統監は、韓國の事も先づ一段落を告げたので、同年六月、其の職を辭し、更に樞密院議長に任せられ、副統監子爵曾禰荒助は統監に陞任された。公爵統監の職に在る殆ど四年、明治天皇優詔を賜りて功績を嘉みせられ、韓國皇帝は親書を送つて深く其の勞を謝せられた。公爵は久しく住み馴れたる南山々麓の官邸を去らんとするに臨み、其の綠泉亭に左の一詩を留めた。

南山脚下綠泉亭。三載星霜夢裡過。心緒人間隨境變。別時閑看岫雲青。

然るに其の淋漓たる墨痕は未だ乾かざるに意外の凶報は天の一方より來つた。

公爵は統監の職を辭して東京に歸るや、其の十月、露國大藏大臣と會見するの要あつて、北滿洲の旅途に上ぼつたのである。而して其の二十六日會見の地たる哈

爾賓停車場に到着し、參列軍隊の檢閲中、突然一韓人現はれ、拳銃を發射し、忽ち公爵を絶命せしめた、韓人其の姓名は安重根、彼れは正に公爵の韓國に對する處置を誤解し、兇行を敢てしたのである。此の凶報には天下何人も驚愕して悼惜せざるは無かつたが、殊に韓廷は今後の處理を如何にせんかと憂苦の際、其の十二月四日に至り、豫ねて親日を聲明せる一進會長李容九は、會員一百万人の名を以て、上奏書を韓廷に捧げ、又統監府に之れを致した。此の兩書は幾ばくも無く共に却下せられたが、其の大意は「韓國の情勢今日の如くなりしは、是れ全く韓國自らの招く所、因つて韓皇室を永久安全の地に置き、瀕死の境涯に在る二千万同胞に死處を與へて新たに生を得せしめ、保護劣等國民の名を脱して、世界一等國民の實を得せしめるは、日韓合邦して一大帝國を新造し、至仁至徳なる大日本天皇陛下の皇澤に頼るの外無し」と云ふのであつた。此の一進會の果斷なる聲明は、上下の人心を聳動し、時論漸く糾紛するに至るや、又も一の事件が突發し

た。是れ同月二十二日、總理大臣李完用が、京城なる佛蘭西教會堂に行はれたる白耳義皇帝追悼式に列し、歸らんとして門を出づるの一刹那、李在明と稱する兇漢の爲めに、匕首を以て刺され、重傷を負ふに至つた慘事である。此の兇漢も亦た排日を唱へ、李完用を國家に不忠の臣と爲し、遂に非擧を行つたことが判明した。是れより先き、韓國が日本の保護政治を受くるに及びしより、暴徒各地に起り、國權恢復を喚叫し、排日思想を鼓吹し、施行の妨害を爲すこと頻繁なりしが、遂に前統監伊藤公爵を暗殺し、現首相李完用に重傷せしめし不穩の状態は、内外の政治家をして、韓國の前途に益々危惧の念を抱かしむるに至つた。

## 第十五節 韓國の併合

日本が韓國を保護制度の下に置き、諸般の改善を圖り、統治の任に當りしより將さに五年、其の時日決して短しとせず、而かも同國の状態は舊に依て靜謐を歛

き、人心は誤解迷想に驅られ、大勢に通ずる途を覺らず、何れの日にか自ら其の國事を處理して東洋の平和を紊る事なきを得べき、畢竟韓國皇室の繁榮を永久に保護し、韓民一般の福利を増進し、以て東洋の平和を確保せんとするには、韓國を日本帝國に併合して、帝國政府の直轄政治と爲すにあらざれば、統御の責任を完うする能はざること明瞭となつた。是に於て日本政府は、其の方針に基づきて歩を進め、明治四十三年五月、會禰統監病を得て職を辭するや、陸軍大臣寺内正毅現職を以て統監を兼ね、七月其の赴任に當り、之が解決の事に當るに至つた。乃ち二十三日正毅京城に入り、爾來數次、總理大臣李完用と會合し、日韓兩國政府の意志全く一致せるを見、統監は八月二十日の夜、併合條約案を政府に打電し、十二日陛下の裁可を得、此の日韓國政府も亦た皇帝に奏して裁可を經、直ちに此の日、統監と韓國總理大臣との間に條約の調印を了し、尋いで此の月二十九日、日本天皇陛下は詔書を以て之を天下に告げ給ふた。



李 完 用 侯  
(舊 韓 國 總 理 大 臣)

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ、帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ、又常ニ韓國カ禍亂ノ淵源タルニ顧ミ、曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ、韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ、以テ禍源ヲ杜絶シ、平和ヲ確保セシムコトヲ期セリ。

爾來年ヲ經ルコト四年有餘、其ノ間朕ノ政府ハ、銳意韓國施政ノ改善ニ努メ、其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖、韓國ノ現制ハ、未タ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス、疑懼ノ念毎ニ國內ニ充溢シ、民其ノ堵ニ安セス、公共ノ安寧ヲ維持シ、民衆ノ福利ヲ増進セムカ爲ニハ、革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ至レリ。

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ、此ノ事態ニ鑑ミ、韓國ヲ舉テ日本帝國ニ併合シ、以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ、茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ。

韓國皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ、併合ノ後ト雖、相當ノ優遇ヲ受クヘク、民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ其ノ康福ヲ増進スヘク、産業及貿易ハ、治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ、而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ。

朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ、之ヲシテ朕ノ命ヲ受ケテ、陸海軍ヲ統率シ、諸般ノ政務ヲ總轄セシム、百官有司、克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從ヒ、施設ノ緩急其ノ宜キヲ得、以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ。

而　て條約の全文は左の如くであつた。

日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ハ、兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ願ヒ、相互ノ幸福ヲ増進シ、東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ、此ノ目的ヲ達セムカ爲ニハ、韓國ヲ日本帝國ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信シ、茲ニ兩國間ニ併合條約ヲ締結スルコトニ決シ、之カ爲、日本國皇帝陛下ハ統

監子爵寺内正毅ヲ、韓國皇帝陛下ハ、内閣總理大臣李完用ヲ、各其ノ全權委員ニ任命セリ、因テ右全權委員ハ、會同協議ノ上、左ノ諸條ヲ協定セリ。

第一條 韓國皇帝陛下ハ、韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ、完全且永久ニ、日本皇帝陛下ニ讓與ス

第二條 日本國皇帝陛下ハ、前條ニ掲ケタル讓與ヲ受諾シ、且全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ承諾ス。

第三條 日本國皇帝陛下ハ、韓國皇帝陛下・太皇帝陛下・皇太子殿下、竝其ノ后妃及後裔ヲシテ、各其ノ地位ニ應シ、相當ナル尊稱威嚴及名譽ヲ享有セシメ、且之ヲ保持スル十分ナル歲費ヲ供約スヘキコトヲ約ス。

第四條 日本國皇帝陛下ハ、前條以外ノ韓國皇族及其ノ後裔ニ對シ、各相當ノ名譽及待遇ヲ享有セシメ、且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供與スルコトヲ約ス。

第五條 日本國皇帝陛下ハ、勳功アル韓人ニシテ、特ニ表彰ヲ爲スヲ適當ナリト認メタル者ニ對シ、榮爵ヲ授ケ且恩金ヲ與フヘシ。

第六條 日本國政府ハ、前記併合ノ結果トシテ、全然韓國ノ施政ヲ擔任シ、同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及財産ニ對シ、十分ナル保護ヲ與ヘ、且其ノ福利ノ増進ヲ圖ルヘシ。

第七條 日本國政府ハ、誠意忠實ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ、相當ノ資格アル者ヲ、事情ノ許ス限リ、韓國ニ於ケル帝國官吏ニ登用スヘシ。

第八條 本條約ハ、日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

右證據トシテ、兩全權委員ハ、本條約ニ記名調印スルモノナリ。

明治四十三年八月二十二日 統監 寺内正毅

隆熙四年八月二十二日 內閣總理大臣 李完用



督 總 內 寺

又、八月二十九日、舊韓國皇帝は、其の舊臣民に對つて左の告諭を發せられた。

朕否德ニシテ艱大ナル業ヲ承ケ、臨御以後今日ニ至ルマテ、維新政令ニ關シ、亟圖シ備試シ、用力未タ嘗テ至ラスト雖、由來積弱痼ヲ成シ、疲弊極處ニ到リ、時日間ニ挽回ノ施措望無シ、晝夜憂慮、善後ノ策茫然タリ、此ニ任シ支離益甚シケレハ、自ラ終局收拾シ得サルニ至ラン、寧口大任ヲ人ニ托シ、完全ナル方法ト革新ナル功效ヲ奏セシムルニ如カス、故ニ朕是ニ於テ瞿然内ニ省ミ、廓然自ラ斷シ、茲ニ韓國ノ統治權ヲ、從前ヨリ親信依仰シタル隣國大日本皇帝陛下ニ讓與シ、外東洋ノ平和ヲ鞏固ナラシメ、内八域ノ民生ヲ保全ナラシメムトス、惟爾大小臣民ハ、國勢ト時宜ヲ深察シ、煩擾スル勿ク、其ノ業ニ安ンシ、日本帝國ノ文明ノ新政ニ服從シ、幸福ヲ共受セヨ、朕カ今日ノ此ノ舉ハ、爾有衆ヲ忘ルルニアラス、應ラ爾有衆ヲ救治セムントスル至意ニ出ツ、爾臣民等ハ、朕ノ此ノ意ヲ克ク體セヨ。

韓國の併合は、斯の如くにして平和の裡に成立した。而して併合條約公布と同

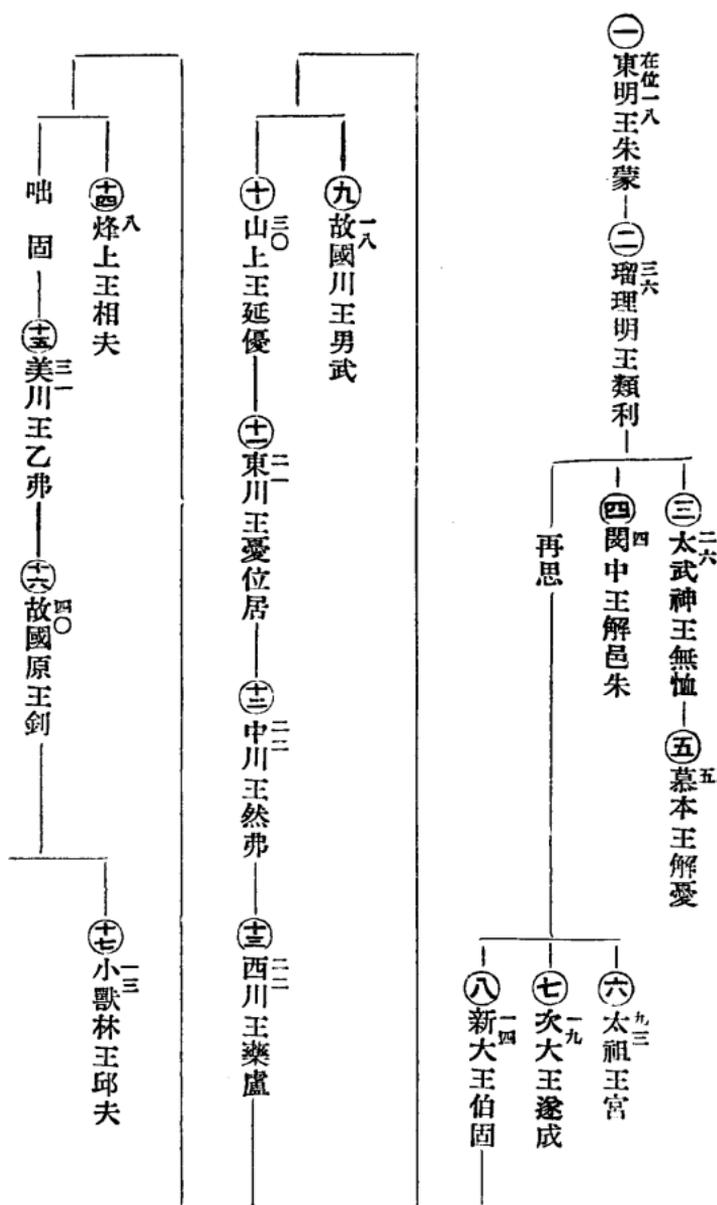
日に、勅令を以て韓國なる國號は朝鮮と改められ。朝鮮總督府を設けて、寺内統監を總督となし、山縣副統監は政務總監に任せられた。

實に韓國併合は、明治聖代に於ける一大盛事にして、桑椹同根たる二千年來の懸案は、始めて解決せられたのである。是に於て歴代の殃禍全く根絶に歸し、東洋の波瀾も亦た靜謐と爲つた。爾來春風秋雨十七年、半島一千九百餘萬の蒼生は、大日本帝國々民として、文化啓沃・産業開發の新政のもとに、安穩なる現在の活計を營み居るより推しても、將來に於ける幸福の増進は多言を要するまでもなく、これを慘憺たる過古の歴史に較ぶる時は、恰も霄壤の差にひとしいと云つて可い。洵に是れ優渥なる聖恩の然らしむるところと稱せざるを得ない。

附

錄

# 高勾麗王世系表



⑯故國壤王伊連<sup>七</sup>

⑲廣開土王談德<sup>二一</sup> — ⑳長壽王臣璉<sup>七八</sup> — 早多 — ㉑文咨王羅雲<sup>三八</sup>

⑲安藏王興安<sup>二二</sup>

⑳安原王寶延<sup>一四</sup> — ㉒陽原王平成<sup>一四</sup> — ㉓平原王陽成<sup>三一</sup>

㉒嬰陽王元<sup>二八</sup>

㉓榮留王建武<sup>二四</sup>

大陽 — ㉔寶藏王臧<sup>二七</sup>

### 百濟王世系

①溫祚王<sup>在位四五</sup> — ②多婁王<sup>四九</sup> — ③己婁王<sup>五一</sup> — ④蓋婁王<sup>三八</sup>

⑤肖古王<sup>四八</sup>

⑥仇首王<sup>二〇</sup>

⑨ 汾西王<sup>六</sup>

⑩ 契<sup>二</sup>王

⑦ 古爾王<sup>五二</sup>

⑧ 責稽王<sup>二二</sup>

⑪ 比流王<sup>四〇</sup>

⑫ 近肖古王<sup>二九</sup>

⑬ 近仇首王<sup>九</sup>

⑭ 枕流王<sup>一</sup>

⑯ 阿華王<sup>一三</sup>

⑮ 辰斯王<sup>七</sup>

⑰ 腆支王<sup>一五</sup>

⑱ 久爾辛王<sup>七</sup>

⑲ 毗有王<sup>二八</sup>

昆支

⑳ 東城王牟大<sup>三三</sup>

㉑ 文周王<sup>二</sup>

㉒ 三斤王<sup>三</sup>

㉓ 蓋鹵王餘慶<sup>二〇</sup>

㉔ 武寧王斯摩<sup>二二</sup>

③ 聖明王明禮<sup>三一</sup> — ④ 威德王昌<sup>四四</sup> — ⑤ 惠王季明<sup>三一</sup> — ⑥ 法王宣<sup>六一</sup> — ⑦ 武王璋<sup>四一</sup> — ⑧ 義慈王<sup>三〇</sup>

③ 豐(豐璋)<sup>二</sup>

加羅(伽洛)王世系

① 金首露<sup>在位一五七</sup> — ② 居登<sup>五四</sup> — ③ 麻品<sup>三八</sup> — ④ 居叱彌<sup>五五</sup> — ⑤ 伊尸品<sup>六一</sup> — ⑥ 坐知<sup>一四</sup>

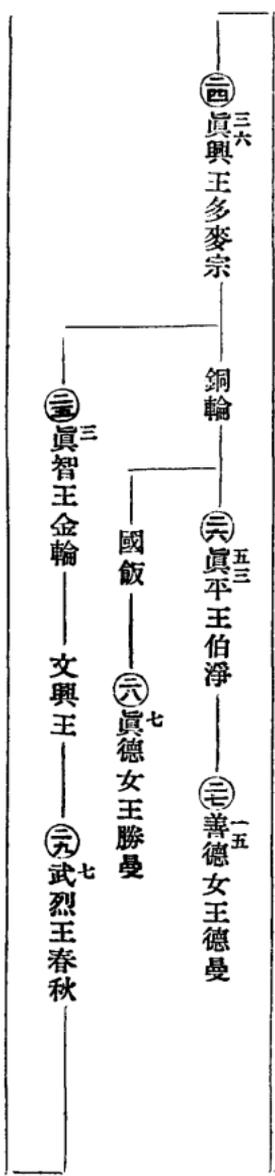
⑦ 吹希<sup>三〇</sup> — ⑧ 銚知<sup>四一</sup> — ⑨ 糾知<sup>三九</sup> — ⑩ 仇衡<sup>二二</sup>

新羅王世系

① 朴赫居世<sup>在位六〇</sup> — ② 南解<sup>二〇</sup> — ③ 儒理<sup>三三</sup>

⑤ 婆娑<sup>三三</sup> — ⑥ 祇摩<sup>三三</sup>

⑦ 逸聖<sup>三〇</sup> — ⑧ 阿達羅<sup>三〇</sup>



二十 文武王法敏

三十一 神文王政明

三十二 聖德王隆基

三十三 孝昭王理洪

三十四 孝成王承慶

三十五 景德王憲英

一五 惠恭王乾運

一六 宣德王良相

奈勿十世

一七 元聖王敬信

奈勿十二世孫

一八 昭聖王俊苞

一九 哀莊王重熙

二〇 憲德王彥昇

二一 興德王景微

二二 忠恭 二 閔哀王明

二三 憲貞 三 僖康王悌隆

啓明

二四 景文王膺廉

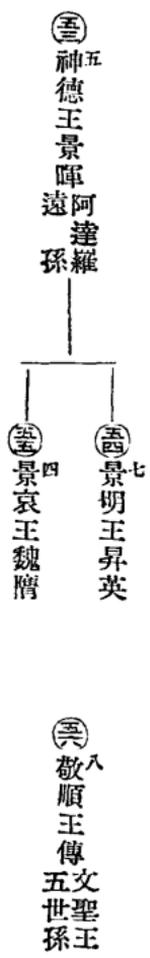
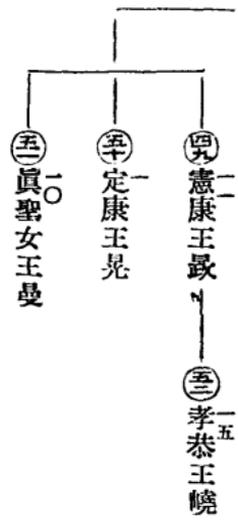
禮英

均貞

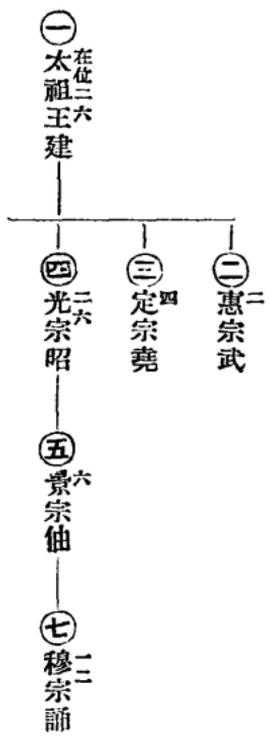
二五 神武王祐徵

二六 文聖王慶膺

二七 憲安王諛清

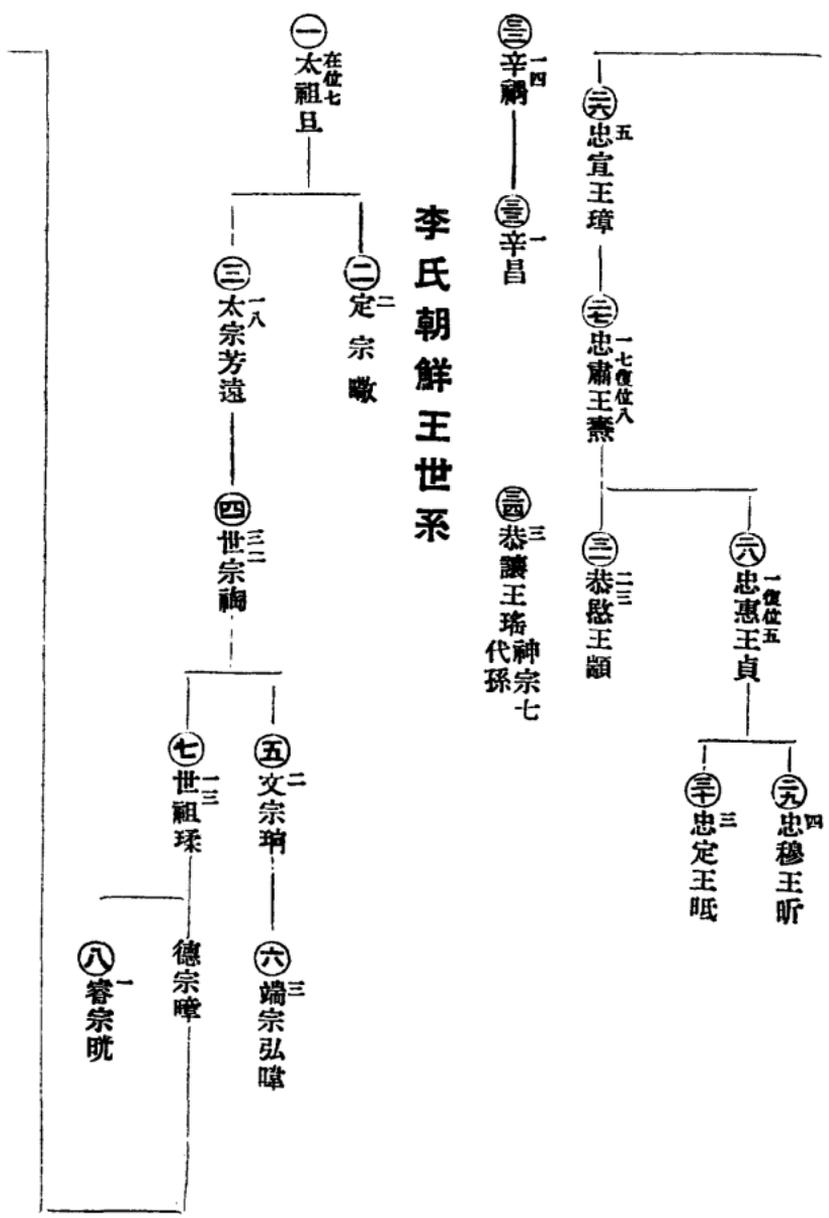


高麗王世系





# 李氏朝鮮王世系



⑨ 成宗 二五

⑩ 燕山君 二一

⑪ 中宗 三九

⑬ 仁宗 一

⑫ 明宗 三二

德興大院君 昭

⑭ 宣祖 四一

⑮ 光海君 一四

元宗 一

⑯ 仁祖 二七

⑰ 孝宗 一〇

⑱ 顯宗 一五

⑲ 肅宗 四六

⑳ 景宗 四

㉑ 英祖 五二

莊獻世子愷

恩彥君禎

全溪宗院君璜

①哲宗奐<sup>一四</sup>

②正祖祘<sup>二四</sup>

③純祖珙<sup>三四</sup>

翼宗昊

④憲宗奭<sup>一五</sup>

恩信君禎

南延君球

興宣大院君昰應

⑤太王熙<sup>四三</sup>

⑥李王盄<sup>四</sup>

|      |       |        |        |        |       |
|------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 高    | 百     | 加      | 新      | 高      | 朝     |
| 勾    | 濟     | 羅      | 羅      | 麗      | 鮮     |
| 麗    | 濟     | 羅      | 羅      | 麗      | 鮮     |
| 二十八主 | 三十一主  | 十主     | 五十六主   | 三十四主   | 二十七主  |
| 七百五年 | 六百八十年 | 三百四十四年 | 九百九十二年 | 四百七十五年 | 五百十八年 |



|      |         |           |      |      |    |    |    |         |       |       |
|------|---------|-----------|------|------|----|----|----|---------|-------|-------|
| 同    | 十       | 十         | 十    | 十    | 十  | 同  | 十  | 九       | 同     | 八     |
|      | 八       | 六         | 五    | 四    | 三  |    |    |         |       |       |
|      | 年       | 年         | 年    | 年    | 年  |    | 年  | 年       |       | 年     |
| 西伊   | 樺高井     | 竹         | 堀    | 仁高   | 同  | 花  | 近  | 宮同      | 黒     | 廣森    |
| 郷藤   | 山鳥上     | 添         | 本    | 禮鳥   |    | 房  | 藤  | 本       | 田     | 津山    |
| 從博   | 資之      | 進         | 禮    | 景之   |    | 義  | 眞  | 小       | 清     | 弘     |
| 道文   | 紀助馨     | 一         | 造    | 範助   |    | 質  | 鋤  | 一       | 隆     | 信茂    |
| 副全   | 海陸      | 特         | 中    | 海陸   | 辨  | 代  | 管  | 外同      | 特     | 副     |
| 權大   | 軍軍      | 派全        | 尉    | 軍軍   | 理公 | 理公 | 理官 | 務大      | 命全    | 理事    |
| 使使   | 輔將      | 權大        |      | 少少   | 使  | 使  | 官  | 丞       | 權辨    | 官官    |
| 天津條約 | 甲申變亂の談判 | 使         | 韓兵訓練 | 將將   | 同  | 京  | 釜  | 條約始めて成る | 大臣    | 國書を携ふ |
|      |         | 郎牛場卓造井上角五 |      | 壬午の變 |    | 城  | 山  |         | 江華島事件 |       |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 卅 | 同 | 廿 | 同 | 廿 | 同 | 同 | 廿 | 廿 | 廿 | 廿 | 廿 | 二 | 十 |
| 二 |   | 九 |   | 八 |   |   | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 十 | 九 |
| 年 |   | 年 |   | 年 |   |   | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| 林 | 加 | 原 | 小 | 三 | 井 | 野 | 西 | 大 | 大 | 梶 | 川 | 近 | 高 |
| 權 | 藤 |   | 村 | 浦 | 上 | 津 | 園 | 鳥 | 石 | 山 | 北 | 藤 | 平 |
| 助 | 增 |   | 壽 | 梧 |   | 道 | 寺 | 圭 | 正 | 鼎 | 俊 | 眞 | 小 |
| 全 | 雄 | 敬 | 郎 | 樓 | 馨 | 貫 | 公 | 介 | 己 | 助 | 彌 | 鋤 | 五 |
| 權 | 辨 | 公 | 辨 | 同 | 公 | 第 | 慰 | 特 | 辨 | 辨 | 同 | 同 | 代 |
| 公 | 理 |   | 理 |   |   | 五 | 問 | 命 | 理 | 理 |   |   | 理 |
| 使 | 公 |   | 公 |   |   | 師 | 大 | 全 | 公 | 公 |   |   | 公 |
| 同 | 使 | 使 | 使 |   | 使 | 團 | 使 | 權 | 使 | 使 |   |   | 使 |
|   | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 長 | 同 | 公 | 同 | 同 | 同 | 同 | 京 |
|   |   |   |   |   |   |   |   | 使 |   |   |   |   |   |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同 | 四 | 四 | 同 | 四 | 同 | 同 | 卅 | 卅 |
|   | 十 | 十 |   | 十 |   |   | 八 | 七 |
|   | 三 | 二 |   | 年 |   |   | 年 | 年 |
|   | 年 | 年 |   |   |   |   |   |   |
| 同 | 寺 | 大 | 會 | 寺 | 長 | 同 | 同 | 伊 |
|   | 內 | 久 | 彌 | 內 | 谷 |   |   | 藤 |
|   | 正 | 保 | 荒 | 正 | 川 |   |   | 博 |
|   | 毅 | 春 | 助 | 毅 | 好 |   |   | 文 |
|   |   | 野 |   |   | 道 |   |   |   |
| 朝 | 統 | 軍 | 統 | 陸 | 軍 | 統 | 同 | 特 |
| 鮮 |   | 司 |   | 軍 | 司 |   |   | 派 |
| 總 |   | 令 |   | 大 | 令 |   |   | 大 |
| 督 | 監 | 官 | 監 | 臣 | 官 | 監 |   | 使 |
| 同 | 同 | 同 | 京 | 視 | 同 | 京 | 親 | 韓 |
|   |   |   |   |   |   |   | 書 | 皇 |
|   |   |   |   |   |   |   | 捧 | 慰 |
|   |   |   | 城 | 察 |   | 城 | 呈 | 問 |

昭和二年三月二十五日印刷  
昭和二年三月三十日發行

朝鮮總督府

京城府蓮葉町三ノ六二三

印刷所 朝鮮印刷株式會社